

前陸軍編修長其來治郎述

中國近世史

合資
會社
敬業社發行

明治
36 18 14
丙午

緒言

宮崎道正君から依頼があつて一夜露國膨脹の歴史を話した所が時節柄其速記を出版して一般に示したいといふこととなつたので予は日清戦役外交史のやうな事となつては氣の毒であるから二三そういふことの鑑定の出来る人達に見せてからとした方が良しからうと云ふたのでさうして出版となつてから其注意すべき點を棒引きにすると餘すところ(西比利及滿洲に於ける露國最近の經營の一節は殆んど全部を抹殺した)頁數が大變に少なくなつたしかし全体に於て普通歴史とは特異の點があると云ふ丈は味ふて貰ひたいのである又此演説を「史」と云ふはど一であろうかと論もあつたが「レコード」でも「ナラヂヴ」でも齊しく史と

云ふても差支はないと云ふので一坐の談話がさてこそ露國近世史と云ふ名となつたのである素より一坐の話であるから詳細ではない詳細正式なのは他日に譲るとする唯露國の大動脈がどいふ風に發動しつゝあるかは此説話にて分ることゝ思ふ露國の研究は神經過敏ではいかぬ一つどつしりと考慮を廻らし冷靜に觀察しなければならぬ我國で出来た近刊の露國史や露國談は少しく神經過敏に傾いて居るから露國の真相といふよりは寧ろ其書た人の考が其人丈の真相となつて居るやうである其點は史學は政論を爲すのでないから餘程注意しなければならぬ判断は讀む者の勝手であるから敢て多言せぬ

明治三十六年十一月三日

異李軒識す

露國近世史序

極東に住んで居る者の知らねばならぬことは何であろうか知らねばならぬことは澤山あるが中に就て最も知らねばならぬことは何であろうか極東今日の形勢は勿論日清戦争の結果から生じたる有様である日清戦争の結果は日本有力と清國の無能とを明かにし従て清國を料理するの野心が列強の通有の如くなつた又日本が其有力を表したのは至極良いが其終末に於て内兜を看透されて一の恐露病者たることが明白となつたのみでなく總て此筆法で常に何事にも肺腑を看抜かれて居る列強が皆支那の無能に乗じて其爲さんとする所を爲したるは齊しけれども其

清國を甘誘し威迫したる張本人は誰れであろうか日本の肺腑を看抜けるは列強皆齊しかる可きも其張本人は誰れであろうか何人と雖ども其露西亞たるを知らざるものはないであろう語を換えて言へば極東の形勢は今日では露西亞の舞臺である其場所は清國の土地である又僅かには韓國の土地である此清國の土地と韓國の土地とに露國の勢力が密邇して來た經過が明かにならなければ露西亞の露西亞たる所以が分らず從て極東形勢の判斷が正鵠を得るわけにはならぬ更に語を換えて言へば露國極東地歩の歴史を知らねばならぬことが極東に住するものゝ最大肝要であるしかしながら此歴史を眞實に述ぶる人は甚だ乏しいのである露西亞を以て強大にして敵すべきにあらず

と思へる人が筆を取れば此考へが述作纖維となつて恐露の神經を具ふることゝなる又露國恐るゝに足らずとなす人が筆を取れば此考が述作纖維となつて輕露の神經を具ふることゝなる又露國は決して恐るべきものでもなく輕んずべきものでもなく寧ろ親しまねばならぬものであると考へ居る人が筆を取れば此考が述作纖維となつて親露の神經を具ふることゝなる又時好に投じ聲を大にし世の趨潮に乗ずる所の似非政客が筆を取れば粗笨鹵雜のものとなる又街賣的著作家が筆を取れば似たもの作りの切り續ぎ普請が出来て眞實の發現に乏しいことゝなる又實歴家と稱し露國に往來し露國事情を目撃する人達は所謂一部觀に偏して到底全豹の看破洞見は出来ないのである以

上の人の著作に依ることとは頗る危険で此重大の問題露國歴史の眞實を述ぶる大任を是等の人に托することは予輩の敢てすること能はざる所である極東形勢を眞實に判断すべき材料即ち誠實なる材料を世上に供給するが爲めには予輩は斷じて此輩に托するの非なるを切言するを憚らない是に於てか予輩は此著作を彼の有名なる日清戦役外交史(此書の出づるや外務省及參謀本部は外交軍機の機密上容易ならずとし之を告發し目下裁判進行中なることは皆知る所であるら)の著者巽來次郎氏に托することゝ定めた

一日氏を其紅葉村莊に訪ひ徐ろに前述の理由を述べ氏の執筆を慫慂せしに氏曰く貴下の知らるゝ如く予の著作は其筋の忌諱に觸れ目下裁判進行中であるから我國日本を立場として書き顯はすことは予の忍びぬ所である書きた

いか忍ばねばならぬ場合である日露問題の今日に對し眞正なる外交上の判断材料を世上に供することは容易である已に予の手に歸せる重大なる材料あれども巽氏は個人として單獨に歐洲の中原に有力なる通信機關を有す故に氏の得る材料は常に敏速明快往々當局者の未知を先知すること尠なからず今は暫らく緘黙を守らねばならぬ現に早稻田大學より依頼のあつた北清事變外交史も此通り此時篋中より尠然たる草案を示さる出來て居るけれども出すことを遠慮し又大隈伯爵から先頃一つ日露問題の解決を想定して書て見ないかと云ふ話があつてこれも此通り成案したが位置を換へて當局者(今の所謂當局者)となつて考へて見るとこれは矢張日清戦役外交史と同一の所分を

六
しなければならぬものゝ様に考へるからこれも出さずに控へて雪隠餓頭主義を極め込んで世上のわいわい論を批判して居るのであるから折角の委囑であるが断念して貰いたいと言はれたそこで予はいや貴下の説は無理ならぬことであるが予の貴下に托したいのは外交上の論断とか外交上の今日の實況とか政論に傾きたるものが頼みたいと云ふのではないは、露國膨脹史の様なもの露國が今日の位置に達した履歷書を書きて貰ひたいと云ふのでそのいふ六ヶ敷問題ではない寧ろ教育家は其歴史の教科の参考となし政客も其資料に供すべきものゝ托したのであると説明した氏即ち露國近世特に亞細亞に於ける膨脹の歴史を概述することを承諾した

七
こゝに一つの困難は氏は目下大多忙にして筆を執る暇がないいと云ふて刻一刻も早く國民に露國は何ものなるかと理解を與ふるには何とかして此困難を排除せねばならぬこれは口授筆記を主とする外はない氏に計るに氏亦之に同意し速記者を馳せて氏の露國近世史談を速記せしめた此書即ちこれである簡明にして要を擧げ露國今日の地歩ある所以を説く所世上街賣の書や感情的政論に傾きたる書などとは同日の論にあらず予輩は此書の真正にして誠實なる歴史攻究資料たることを断言して憚らないのである極東に住するものゝ知らねばならぬこと即ち此歴史である之れを知た後に所謂外交上の政論を爲せば可なり

明治三十六年十一月三日

宮崎道正識

八

露國近世史

異來治郎口述

天風生速記

第一章 總說

露國の近世歴史特に亞細亞に於ける露國の膨脹即ち露國勢力發展の經過を述ふるに先だちて少しく話して置きたいのは露國が亞細亞に膨脹した歴史は何の點を以て分界線とすへきやの問題とそれより以前のこととは話さすとも露國膨脹の理由を知るに差支なきやの問題とを解説し置くの必用があるといふことである

歴史上の方式に依るは史家の最も勉めなければならぬこ

とである方式に拘泥するときには或は編年に依りて事實の上から其經過を知るに苦しむこと多く或は事實を主として其年月を見るに疲るゝこと多きが故にこゝに今話をし其話即ち歴史の面影として之を述ふるには後者を經とし前者を緯としなければならぬそこで本史の体は事實を根據として年月時日を之に挂て行くことゝする其分界線は略ほこゝいふ工合と定めたらば良かろうと思ふ即ち

第一期 中央亞細亞(西部亞細亞之に含む)に向ての侵略計畫及實行

第二期 西比利の蠶食

第三期 黒龍江の獲得

といふ順序に依り次に極東問題の主人公としての經過を

述へやう

然るにそれより以前のことを話さすともよかろうかとの問題は一言にして盡すを得るそれは露國の改造者彼得大帝以來波蘭の分割や對土耳其古政策や神聖同盟やバルカン半島の經略や他の専門の歴史に一任して可なりと云ふの外はない即ち歐洲諸國との關係を話さねばならぬ必用はない歐洲諸國との關係を述へそれより對亞細亞に及ぼすといふ餘地は此短時間に存在しないからそれは省くとする

唯全体に於て露國が亞細亞に其勢力を發展したる經過の神經は極めて鋭敏なるにあらずして遲緩である遲緩ではあるが其地歩は堅確である其手段は時々迂紆曲折するこ

とがあつても其大方針は一線を貫いて居る今後とても同じことであつて其経過したる跡を査覈すれば必らず其然るを發見し得るのである

露國か近世著しく其勢力を擴大發展したる所以の者はつまり其大方針を續行して倦さるの致すところであつて或は平和會議の發起者となつて萬國を平和の女神の嬌靨の前に眩轉せしむる様な外面如菩薩流を行ふたともあつたが露國近世史の證する所の事實は正に侵略の歴史と云ふの外はない故に露國膨脹の経過を述ふるは露國の侵略を述ぶるので侵略を除きては殆んど歴史は存在せざる有様である今茲に此侵略史の最も予輩に近き關係あるものは滿州問題であるが歴史としての話であるから外交上の批

評や推定は出来ぬ唯過去た火事場の釘拾ひをするので言はゞ誠に残念の仕事をするのである亦其最も近き事實は明白に知て居るか又明白に分ても居るかそれは徳義上話には出来ぬ若し話をして之を出版すれば亦日清戦役外交史の覆轍を踏まねはならぬからこれは差控なければならぬから残念ながらそこは又他日を待たねはならぬ露國の侵略歴史を讀んで露國恐るべきものとするは誤解である恐るへからずとして悔るものも誤解である彼の弱點のみを見るに狎るゝか又は強點に依頼して之に親まんとするも亦誤解である露國の歴史は明かに予輩に其以て畏る可く其以て恐るゝに足らざる可く其以て交るへし親しむへからざるべきを教えざるはなき次第であるいでや

これから其然る所以を述べませう

六

第二章 露國膨脹の經過

第一節 亞細亞に於ける露國膨脹の第一期

先づ露西亞が亞細亞に手を伸した序幕を話しませうが此第一期には波斯問題アフガンスタン問題等あり中央亞細亞占略の全体を云ふのであつて此時期は恰も亞細亞問題に就ては英露の最も相競ふのときであつた露國が中央亞細亞に對する政略運用は十九世紀の初頭に於て企てられたるものである此企が一寸一步を進むれば英國頭上に一寸一步の害を加ふるものである即ち印度にはそれ丈の危険を生して來るから此危険を防かんが爲

めには一生懸命に亦其政策運用を勉めんければならぬそこで露國が北部波斯に此企を實行し權力を植付た時分に英國は南東部波斯に其防障的企圖を實行し波斯灣等凡て其權力を植付てしまつた其權力擴大の方針は外でもない即ち交通機關を其己れの手に設くるの特權を得て外交軍事上の利便を占むるにあるは言ふまでもなく殊に露國は其點に於て遙かに英國を抜いて居る様であるといふのは露國はもと此波斯を畧して此地を踏臺として南方海岸に頭を突出さんとするに在りて波斯に行商の旅行者が一二害に逢しを口實として兵を送り廣く高加索地方を占領し又波斯政府に逼りて裏海西岸を割かしめ此成功は一度は波斯の英主「ナデル」の破る所となつて占領したる土地の大

七

部分を還付した(千七百三十八年の頃)カザリン二世は前志を繼て亦波斯を侵畧せんとし將軍スポーフを遣はし再び其の地を畧取することを勉めたポール一世は遂に勅を發してシヨルジャを其版圖に收めアレキサンドル一世は亦勅を下して之を其一縣となし隣地バク、ク、バ、デルベント等皆之を併呑したり波斯國軍を起して之に反抗したが力足らず一千八百十三年十月英國が仲裁して仲裁の結果シヨルジャ、イメリチヤ、ミングレリヤ、ダゲスタン、シルバン、バク、カラボイヤ、フアリシエー等の地を悉く露國の有に歸し艦隊を裏海に遊戈するの特權を承認した後波斯國又恢復を圖り兵を擧げて抗敵して見たが大敗した其結果千八百二十八年更にナキヲバン、エデミアジン、エリバン、アラ

ラッド等の地を露國に割讓したそこで波斯の壓力として已に露國は成功したのである當に土地即ち是等の土地の收得を以て利し得たるのみならず鐵道鑛山等に於て得たる所少なからず中央亞細亞鐵道の蜿蜒たるアムダリヤの長橋を経たるものは露國が裏海の霸權を握り北部波斯の勢權を握取し其の將に伸んとする所以の形勢に驚かぬものはないであろう英國は當時波斯灣に其權力を樹立し居りしか故に波斯國が露國の勢威を特んでヘラット遠征を敢てしたとは言へ強烈なる英國の抗議には避易してしまつた英國が南東に有する權力を除却するにあらざれば露國が波斯に望を屬する所以の成功は遂けたるにあらずと知らなければならぬ露國が中央亞細亞鐵道敷設を進め行

一〇
く一方には英國は印度よりの鐵道を敷設することを進行する小弱國が兩強國の間に挟まつたのは誠に氣の毒なものであるそこで阿富汗問題を話さねはならぬ次第となつて來たこれは彌露英兩國競争の本舞臺であるなせなれば英國は印度の危險の爲めには如何なる手段を盡しても防
止せんければならぬは前にも云ふた通りであるから露國が一步を阿富汗に加ふれば英國は亦一步之を防止するの地歩を爲さんければならぬからである元來露國が印度を伺ふことは別に新らしきことでもなく其計畫も偶然では
ない先づ話の前に彼有名なるスコベレフ將軍の印度侵略計畫の大要を示さなければならぬ印度侵略計畫の大要は左の如くである

- 一、ダニウープ河方面併に土耳其領小亞細亞地方は専ら
防守の勢を取りて土耳其に對抗するを必用とする
- 二、精兵三萬を卒て裏海を涉りアストラバットに上陸せしめそれから陸行してカプールに進入せしむるを必要とする
- 三、此作戰計畫に依れば我は東歐方面即ちバルガン半島
に向て陸軍の大數を輸送するの勞費を免かるゝこと
か出來て同時に印度に大軍を輸送することか出來る
- 四、一步を進めて言へば精兵一萬五千を以て印度に侵入
することは其成算或は氣遣はしき點なきにあらずと
雖若し五萬あらしめば其成功更に疑なきものである
- 五、カスピヤン海航海の便に由て我は五萬人以下の陸軍

々隊の兵站を供給することは極めて便利なれとも英人は此便利を有せぬ

六、我軍隊は裏海よりヘラットに至るまで糧食彈藥を運送供給することの便利なるは尙ほ一つあるそれは波斯東境コラスサン地方に依れば更に便利なるは勿論であつて英國は此便利がない

七、印度へ侵入するに付て兵學家作戰計畫家の困難とする所は山嶽重疊として砲兵の進軍に困難なるをてあるか予は山砲を容易敏速に運搬する方法を攻究して之れを完備して居るからそんな心配はいらぬ而かも冬期印度北境大山脈深雪の山谷に於ける砲車行軍の實行を數十回試験したる後遂に好成績を得たのである

る英國は永く印度を占有するの資格なきものであるといふ工合の計畫を立て居るのである此計畫は未だ完全なる作戰方針にあらずと雖とも今日ては中々攻究し此方針より精密に進んで居るか要するに阿富汗問題は露國か印度を伺ふの一着歩なるを以て手段方法は時に從て進退ありとはいへ其方針は一定して變せざるものと見なければならぬ

阿富汗問題に付て露英兩強國の相争ふの始めは一千八百六十九年一月實に阿王のアンベラ會見のことよりすと思ふ尤もそれより以前に印度叛亂の際に當り露國は大に南進の機會を得て秘密の使者を中央亞細亞に派遣し大に侵畧の企圖を攻究したイグナチーフは自らギヴァ、ボクハ

ヲ迄も行きカニユフは深くヘラットまで進入し千八百五十九年チユラツクヤンカルガンの砲臺を占領しチエルナエフはコーカント遠征の途に上りタムケレド及びトルキスタン征服の用意をした此飛報が英國に到着して英國の輿論は激動したをこて露國外務大臣ゴルナヤユフは千八百六十四年十一月廿一日付て一篇の宣言書を發して露國の行動を回護した其大意を摘んで言へは左の如くである

中央亞細亞に於ては露西亞の位置は社會組織を具備せざる野蠻民族と接壤したる時と異なるないのであつて此場合に當りては文明國は國境の安全を保護し通商的關係を保護するの必要がある此必要があるから是等の擾亂を好み鬭争を常とせる野蠻民を壓伏するは止むを

得ざることである劫掠暴行を鎮定せずには居られないのである彼等は一度征服すれば之を訓へて平和的民族たらしむるをも出来る而も此國境に近き蠻民は遠き蠻民に襲はるゝを常とするか故に此の征伐せられ訓習せられたる平和的民族と化したるものを保護するの必用から多大の費用と勞力を惜まず進んて是等の蠻族を征伏しなければならぬ又彼等を討伐して直に遠征軍を撤退すれば忽ち其討伐せられたるを忘れて復本の如くに劫掠暴行を爲すに相違ないのみならず遠征軍の撤退は反て敗北して退軍したるものとなすに相違ない亞細亞人の特性は目に見え手に觸るゝものてなければ畏れ又は殺することを知らないから道義的勢力では是等の

民族を征服することは出来ないのであるそこで是等不
 斷に起る紛亂を停止せんには彼等蠻族の中央部に砲臺
 を築き營成を置きて彼等を威壓し徐々に彼等を服従せ
 しむべきは已むを得ざる次第である營成軍隊以外に横
 行せる蠻族は來て勢力以内の民族を却かすか故に又々
 進んで是等を征伏せなければならぬ我露西亞は二個の
 方針中其一を捉ふの外なき位置に居る二個の策とは我
 國は全く國境の利害警備を放擲して是等蠻民の暴行に
 任しいつても紛亂の有様のまゝにして置くか或は勞力
 と費用とを顧みず一蠻族を征伏する毎に深く蠻地に進
 入し逐次其蠻族を征伏して其地方の平和を維持するか
 の二策である孰れの國ても此の如き境遇に在るならば

今日露國の爲さざるを得ざると同一の運命に住したの
 である合衆國のそれ自身の大陸佛國のアルシエリヤ和
 蘭の其殖民地英國の印度に於ける等皆露國今日の位地
 と同一の結果に出てもものと想ふ即ち此必用に逼られ
 て益進入し勞力と經費とを厭はず一の蠻族より次の蠻
 族と次第に征伏して其地方の平和を維持するに努めた
 のであつて此の如き有様はどこまで繼續して其窮極す
 るか殆んど底止する所を知らなかつたのである我が政
 府が一方に於てサー、ダリヤに他の一方に於てイシクカ
 ル湖の沿岸に砲臺を築き交路を扼守するが爲めに屯兵
 を置きたるも矢張以上の理由に基きたるに外はない即
 ち支那よりイシク、カル湖に達するの路と「アール湖よ

りサー、ダリヤに沿ふて通過する路とを連接するに屯戍の兵營を以てしたるは必竟蠻族等の來襲に備ふる爲め實に已ぬ次第であること、に一つの欠點は我か領有せるサー、ダリヤに沿ふてペロヴスキ砲壘に至るものとイシク、カル湖に達するものとの二交路は中間に砂漠を隔て其兩端の離隔甚だしくして動兵相應するとの迅速なることが出來ずして從て蠻族等の跳梁を拒くの充分なる能はさるとである我政府は決して領土の擴張を望むに非ざるは勿論なれとも右等の理由あるが故に已むを得ず二交路を扼し近來占領したるチエムケレドに砲壘を築くの餘儀なきに至りたる次第なり此交路は已に我政府に歸服したるカーギス種族の半は住する豊饒なる

地方を我に與へ我國は爰に殖民地を造るべく又屯兵の爲めに糧食を得るの十分なるべき便宜を得又コーカンドの農商業に精勵なる人民と境を接するに至らしめたる次第である露政府が中央亞細亞に於ける此の如き利害の關係萬已むを得ざるに出でたるものであると公言し甘く英國の鋒光を鈍らしめたので英國の輿論は露國の行動に對して介意せぬこととなつた大体から言へば此時露國の此公言に對し直にトルキスタンとアフガニスタンを中立地とし兩國協商の下に其平和秩序を維持せしむ可しと談判せなければならぬ場合であつた所が英國は甘くゴルチャコフの宣言に胡魔化されてしまひ從て露國は此點に於て成功したのであるそこでボカラ戦争起り

露國はタシユケンド、ユーカンド及サマルカンドを占領した英國が之を聽て驚たのは無理はない英國又之に備へ之に對するの策がなくてはならぬ印度太守ローレンスの策を採用しロード、メーヨ其策を續行しさてこそアンペーラに阿王會見の實事を現出してそこで英露交渉の面白き幕となつた

英國の宰相クラレンドン卿は露國に向て中央亞細亞に於ける英露兩國の境界を確定し且つ二國境界を密接するは彼此の利益にあらざるを以て中立線を設定して相犯さざらんことを約定せんことを申込むだ露國宰相ゴルチャコフは此提議を得て大喜ひに喜んだそれはなぜかといふにアフガニスタンは全く露國の勢力以外であると思ふて居

つたのに其勢力を及ぼし得ることを案外と思ふた爲めであるしかしこの内心の驚喜はをくひにも出さず表面甚だ其提言を當惑したる体にて假に之を承諾して言ふには我國は素より國境を擴大する考へはない我は已に東南はプハラより西南はアトレック河に至り西はクラノボスタの地方を占有するも其我れに利益なきを知るが爲めに其境域を守り領土の安寧を維持せんと欲するのであるとそこでアムダリヤ河をアフガニスタンの北境としカルキボシヤサンの間から西南に向ひバルクマイタン及ヘラット地方を阿國の領域内とし東はアムダリヤ河とコクヂヤ河と合流の點より北折してバタクレヤン及ワツカン等を悉く亦阿國の領域としカラデシンを以て露國の南境と定めた

一見するとアフガニスタン問題即ち英露兩國が各其國境の利害打算の上に争ふたる此問題はゴルチャコフの此の決定に由て一段落を告げ露國は頗る退讓したるの觀ありと雖とも露は一方に於て着々其歩を事實上に進めアフガニスタン王をして力の以て露に敵すへきなく其已れに傾くの深く英國の恃むへからざるを覺悟せしむるに至つた露阿の誓盟はこゝに成立した(餘叙第一項)其盟約の概要は先づ露國の使臣はカプールを始め其他の要地に留任することを承認し又露國は其兵を以てアフガニスタンの四個の要地を據守するを承認し其代りに阿王は其兵を自衛の爲めに使用することを得とし又道路新開の項を定め露國政府はサマルカントよりカタクルザン、コラヤサン、バルク

を經由し又カプールからハシユン河インドコムルガブ、マルシク、フラコを經由してヘラットに至りヘラットからガラムシル道に沿ふてカンダールに達する道路を開くこととし又事情已むを得ざる時はアフガニスタン政府は露國の軍隊が印度方面守衛の爲め便宜の道を経て國內を通過することを許すこととし又露國は電信線をサマルカンドカタクルザンカプールカンダールの間及露國使臣が駐留する所若くは兵營屯戍を置くの地にも架設するを得ることとし又露國軍隊は相當の價を以てアフガニスタン國內に需用品を購求し且つ之か運搬を阿國人に命ずることを得るとし又アフガニスタンの王位繼承の事は其君主の希望と國憲とに依り處置すべきことを露國政府は許諾すと

し又露國政府は一切アフガニスタンの國事及其内政に干渉せざることをし又露國政府はアフガニスタン國の安寧を維持すべき一切の方法に同意し且つ國安を妨害すべき内寇と外敵とに對しアフガニスタン政府に協力す可きこととし又露國地方官はアフガニスタン王の仇敵を以て自己の仇敵と看做す可きことをした即ちアフガニスタンは聯盟の名の下に實は其術中に陥たのであるアフガニスタン王は其心既に露に傾き其身の術中に在るを知らず露國の強大を頼みて已れ亦斷然英國に對抗すべきを決意した英國印度太守よりは特使を送り議定する所あらんとする旨の通牒を受けたりと雖とも右の如き決意をなしたるときなれば頗る強硬に之を峻拒したそこで印度政府は英本

國政府からの訓命を領し干戈に訴ふことに決し交戦の結果千八百七十九年五月二十六日遂に媾和條約を締結した(餘叙第二項露國政府は即ち前の露阿盟約第九條に在る所の露國政府は阿國の國安を妨害すべき内寇外敵に對しては阿國政府に協力すべしとの條文を履行せず阿王は其最後に其不信を憤りたるも已に遅かりし次第である英國が此條約に満足して兵を撤したのは一つの失策で第二の戦争はそれが爲めに起た其結果アブヅル、ラーマンは英國保護の下に忠誠を盡すと云ふことを誓ふたしかし此アフガニスタンに不信なりし露國政府はどししたかといふと益其本領を發揮して來たのであることには頓着せず英國人の氣付かぬアクハルを占領したこれはヘラットに接

する露の爲には須要の地點である又テヘラン條約(千八百八十一年)に依て露國と波斯の境界線を變更し露國は作戰上非常の便宜を得ることとなつたそこで全くサラクを占領したサラクの占領は印度侵畧の地歩の一つであると思なければならぬ此時も後れ馳せに英國は之に抗議したが露國は亦甘く言ひ抜けた次にはメルブを占領したメルブの占領は一層印度侵畧の優地歩と見なければならぬこれには英國も漸く詰問を試みた所で露國はど一答へたかづ云ふと亦甘く言ひ抜けた即ち露國政府はメルブを占領するを目的としてカスピヤンから遠征隊を送るのではない只テツケを征伏せんが爲めである露國の政治家中メルブ占領の意志あるものありとは信じられない假令露國は印

度侵畧の踏臺としてヘラットを占領するものなりとした所がメルブはカスピヤンとヘラット間の最近の路でもなく露國は之を占領しなければならぬといふ必要はないのであると言ふたけれども英國は露國駐在の公使に訓命して直接露國外相シエールスに質問の箭を放たした外相は勿論メルブ占領の意志はないと答へ又更に其證言を三たびも繰返して終りには皇帝陛下の勅許なりと言ふて他意なきことを證言した英國議會は之れが爲めに融解してしまつた然るに露國の外相は其公使をして更に英國政府に向て言はしめたのには前に與へたる證言は無論眞實なれども露國は將來どんなことがあつてもメルブに兵を送らぬといふのではない只メルブ占領はラザレフ將軍遠征の

目的に非ざることを證言したまでのことである。と此通告には英國政府が一二の識者を除ては別段不審とも何とも思はなかつた所が事實に於てメルブは已に露國の手中に歸したのである。

アフガニスタン問題は前に已に云ふた所の境界劃定で落着して居たのだが露國は英國に向て之か改正を要求したから英國政府は之に應じて境界劃定委員を選定してアフガニスタンに出張せしめたが肝心の露國が一向委員を送らないから英國の委員は只管露國委員の到達を待て居たるに驚たのは露國の行動である。即ち一方に英國の委員を待たせ置きながら多數の軍隊をアフガニスタン國內に送り込み國境から三十哩南なるバリカタンを占領したのみ

でなくサルファイカーの交路を扼してしまつた英國の委員が待つこと四ヶ月に亘り其間は露國は自家の爲すべきことを爲し充分に占領の用意を備へてから其後に漸く委員を選定してチフリスに出張せしめたアフガニスタンに在ては其王アブズルラーマンは前にも言ふた通り英國に忠誠なるべき旨を誓約して居るから此露國の爲す所に對し自己の決意を爲さざるを得ざる場合であるから先づ其忠誠を盡すと誓ふた對手の英國が其忠誠に對してどれ程の保護を與へて呉れるかを確かめたいと思ふたから印度總督に向て會見のことを申送た印度總督はアミールの請求に應じて王とラウラルビンデイに會合した王は極力露國の南侵を防禦するの必要を論じ露西亞の將にアフガニスタ

ンを襲はんとする旨を切言し且つ其保護を請ひ必らず保護す可きの證言を求めた總督の王に答へたのには勿論英國の決心はアフガニスタンを保全するに在る露西亞にして若しヘラットを襲ふことあらば是れ即ち英露の開戦なりと此翌日露軍隊はアフガニスタン領ヘラットの一部たるペンデーを襲ふたこゝに英國の爲めに困つたことは外でもない英國は當時スーダンと構難中であつて十分アフガニスタンの爲めに全力を盡して其保護の公言を實行することが出来ぬさればとてアミールに公言した所を實行せず居れば英國の威信は失墜してしまふこととなる英國は遂に已むを得ぬことゝは言ひながら意氣地なくも公言を實行せず露國のペンデーを占領することを認めたる露

國の爲めには誠に都合よきことにてこれからは英國が満足に其保護又は領有を實證し能はざる土地は皆露國の土地であるぞと言はぬ計りに振り舞へることゝなつた英國の威信がアフガニスタンに失墜したのは實は自業自得で露國の成功は英國の意氣地なかりしに依るものと言はなければならぬ英國の境界劃定委員は空しく國に歸り其歸國に際してペンデーの露兵アフガンを攻撃したりとの警報は英國に到達したこゝに兩國間に外交交渉の結果一條約を締結して今後露國は決してアフガニスタンの土地を侵畧せざる可きことを約束したこんな條約は何百通あつても決して引き宛になるものでない果せるかな其後二年を経ざるに(千八百八十五、六年)露西亞はケルキ、クウアジ

ヤ、サラールを占領した兩國の紛議はここに再起して聖彼得堡條約となつて露國は全然其地方を領有することゝなつた露國のアフガンに於ける地歩が着々一步は一步より進むは印度侵畧の歩を進むるものと見なければならぬ千八百八十六年七月露國は列國に通牒してバツムの港は自今自由港たらずと宣言し海關稅を適用し砲臺を築き強力なる鎮守府として印度侵略の策源地を作つた元來此バツム港は千八百八十六年伯林條約に由て砲臺を築かず自由港たらしむべしとの條件の下に露西亞に割讓せられたるものなれども露國は當時勿論砲臺を茲に築かなければならぬと内心では決意して居たけれども其時は忍ばなければならぬから其條件通りにして居たが其七月に至り其内心

の決意を事實に顯表して更に其計畫上一步を進めたのであることゝに今一步露國が進めなければならぬことがある前に言ふた波斯及アフガンニスタンは露國が南進の西面路にして其東面路又は正面路は實に英領印度と腹背を爲せる亞細亞の中心點即ちバミール高原是れなり英國が印度の安全を維持する上に於て其の緊切更に波斯問題アフガニスタン境界問題以上であるそこで露英兩國は(千八百九十五年)其境界地點を設定した(餘叙第三項)即ちヴィクトリア湖から東に向て一線を清國の國境界に劃し英は之れより北出すべからず露國はこれより南出すべからざることゝなつた假令此高原地は軍隊の輸送に不便なるものであるとした所が露の計畫上印度を伺ふの一門たるは無論で

ある中央亞細亞方面に對する露國膨脹の經過は大略此の如きものであつて其占領進行に伴ふて爲せるところのことは鐵道經營である中央亞細亞鐵道は目下着々其歩を進め印度に接近しつゝあるのであるスコベレフ將軍が印度侵略計畫は一の理想作戰に過ぎずとするも亦完全なる作戰計畫にあらずとするも(現下の兵力比較上作戰眼より視れば)露の經過したる侵略の行程は正に此目的に向て日夜繼續しつゝあるものであると言はなければならぬ此の如き判斷は史家として言ふの必要はない最精確なる推歩に依り露よりして印度を侵略すべき作戰方針英の以て之に當るべき作戰方針は予の常に好んで談する所なるも今は之を言ふの餘地なく又此談話中に之を語るは少しく枝葉

岐路に亘るから是れは別問題である、なぜなれば此問題を決せんには少なくとも露か印度を侵襲せんとするには幾何の軍隊を要するか單獨作戰にあらずして露佛協力して印度侵略を行ふ場合には其作戰如何露國は露國自身の國境に幾何の軍隊を集中しこれに幾何の時間を要するか露軍がインダス河畔に達するには幾何の道程を経幾何の險山大溪を涉らねばならぬか露もモスコイ以來の兵力を此目的に使用せん爲め動員集中に幾何の時間を要するか英國は露軍の侵襲に對抗し得べき兵力を幾何有するか英國は内亂鎮定に備ふる所の兵力を差引き殘餘は以て露に敵すべきやスコベレフ將軍の計畫は單簡簡易に過ぎたるも作戰の基礎は茲に發源するを得べしとすれば後來の露國計

畫の進歩に對し幾何の價直ありや等の問題を決せざるべからざるゆへである唯スコベレフ將軍の計畫を前に述べたのは露國が爲したる經過は正に此計畫の前提準備を爲したるものと見なければならぬといふことに反照する爲めである其計畫の當否は別個の問題である(外交時報第六拾八號に於て予の日英對佛露の論文あり參照せられたし)

第二期 西比利の侵略

中央亞細亞經營は露國の右手經略であつて其左手經略は即ち西比利經營である西比利は其境界線五千哩に亘り其大部分は清國と接壤して居る即ち西はバミールから起て天山亞兒泰の諸山脈を以て境とし東は遠くアムール江を以て界し南轉して琿春に至りこゝに露清韓の國境線を以

て終て居る此大面積の占領侵略は抑何に由て得たるや此成功は實に速かなる者であつて彼の有名なるエルマークが烏拉山を越えたるは今より三百八十五年前即千五百十八年である又コザックがウコツク海岸に出たのが今より二百六十七年前即千六百三十六年であるデシネフが今より二百五十五年前即千六百四十八年である露人が亞細亞の北部を全く踏破蹂躪したのは六七十年の間のことであるシベリヤ併呑のことは大部分はコサックの上に掛るのであるが露國が此北部亞細亞大領土を得て太平洋の暖面に其顔を突き出すに至りたるは清國に對する外交の成功に歸するのである此成功がなければ實は西比利は何の役にも立たず亦役に立つやうに太平洋の暖面に顔を突き出す

ことが出来なかつたのである故に西比利は其侵略の目的は露清の關係に於て全成したるものであるから露清關係以前の露人の足跡探險の目的に印したるは膨脹策の上には前提となつたには違ひないが予は常に露清の關係を除いて西比利侵略の價直は甚た乏しいと主張して居るのである即西比利を併呑侵略したる經過は露國か清國に對外交上の成功以前は種々探險遠征の經過といふに過ぎないから茲には述べなくともそれは他の詳細なる西比利征略史を讀めは可なりといふものである膨脹史の本能には西比利は西比利として役に立ち外交軍事商業の上に大勢力を現出するに足る様に成た理由が主要であるそこで予は單簡に西比利は露人か種々の困難を犯し探險遠征の效果

を立てたのである又其侵略事業に於て其大体を演じたのはユサツクであると云ふに止め又カムサツカは必竟其副産物であるといふに過ないと云ふに止めて置き直に黒龍江流域の獲得問題に移り露清交渉の前提を述べるとする

第三期 黒龍江流域の獲得

前にも述べた通り西比利の價直は太平洋に其顔を突き出さなければ何の役にも立たぬものである露人も最初は茲に見る所があつたのではないが黒龍地方の遠征を企てたのは新しくないチエルニゴフスキーやハバロフや等の豪傑は此遠征に於ては確かにムラビヨウの前提をなしたのであつて之に次てトルブシンは大に之に盡瘁したしかし此時は清國全盛の時であつて(千六百八十七年)アルバジン

四〇
城で手ひどく清軍の攻撃を受け敗れて休戦を請ひ彼の有名なるネルチンスク條約成て露人はアムールの全部を抛棄した誠に露人の爲めに遺憾な譯であつたが此時は仕方なかつたのである此條約に關する露國の外交は甚だ拙劣であつた露國全權大臣ゴロウキンは清國全權と會同し第一回の談判に於て露國全權はアムールを以て境界とし其左岸を露領とし右岸を清領となさんと提議したが清國全權はレナ河を以て國境と爲す可しと主張した或る説には貝加爾湖を以て境界とする旨を主張したとあれども予の調査したる所ではレナ河を以て境界とする旨を主張したることが正説であると思ふから先づ其説を述べて置く第二の地は大陸帝國に屬し其北部はモスコフ帝國に屬し

アルダン河の南方に住する露國民は河の北部に移住することゝ定め又露國人が築造せる堡壘は悉く之を壊ち之に住して居る露國人は其財産を携へて悉くモスコフ政府の領土に退去すること兩國何れの國民も斷りなく他の境内に入りて狩獵することはならぬ若し國境を踰えて狩獵し又は窃盜を働いたものがあつたときには之を捕縛して最寄の官廳に引渡し適宜處分を爲すべきこと若し又武装をなせる一隊即ち十人乃至十五人より成れる一隊か國境を踰えて掠奪を行ふか或は相互の外人を殺戮するが如きことある場合には各其事情を具えて兩國の皇帝に稟報すべく罪狀明かなるに於ては犯者を死刑とすること一私民相互の私交に付ては如何なる事情あるとも兩國の間に戦争

は起さぬことゝし過去に起た一切兩國間の出来事は凡て忘れてしまひ記憶しないこと此條約が締結せられたからは他國の失踪者や脱走兵を國內に容れることはならぬ他領から逃げて來たものかあつたら直に捕縛すること清國領内に住して居る露國人も露國內に住んで居る清國人も何れも現在住して居る場所に住して居るもよい又旅行の場合にはどちらからでも旅行免狀を出すと云ふこと又旅行免狀を所持するときには兩國民は自由に商買を爲すことが出来るといふことゝなつた此條約は露西亞の爲めには實に不利益千萬であつて第一にはアムールの水路を得ることが出来ぬから又之を失ふたから東海岸に顔を出すことか出来ぬことゝなつた即ち露西亞は此時より内事の

急なることかあるのと色々の事情から東海岸に突出する大方針に對する運動は百六十年間尺蠖の屈を學んだ此尺蠖か伸ひて露西亞の左手的大活動を現出する先導となつたのは彼の有名なるムラヴィヨウである
ムラヴィヨウはニコラス帝から特に委托されて東方經略の大任を其双肩に荷つた經略の問題は種々あるか中にも重きをアムール經略に置かれ東部西比利總督の名を以て其全權を任された第一に於てムラヴィヨウは決心したど
いふ決心をしたかと云ふに東部西比利の經略は黒龍江流域を此權力範圍に收めざるへからずとの決斷である彼れは此決心を行ふことに勉めたのである此決心を實行するには上流から海に流注する出口までの間に於て上流の

方は自分直接の動作でよろしいが、下流海口の方は海軍の力を應用しなければならぬ。これが彼れの第二の決断である。此第二の断定に賛成同意したのは有名なるネウエルスキ―であるところが、肝心の本國政府には右第一の断定に反對せる子ッセルロードが居て、嚴に侵略的行動を禁して頻りにムラヴィヨウに掣肘を加えた。そこでネウエルスキ―が其責任を荷ふて本國に於ける此る議論に頓着せず、断然海口即ちアムール下流海に注ぐの所より二十五露里河上の處を占領して、茲に露國々旗を建てた果して本國では大議論が持上つたか、つまりは一旦露國々旗を建てたら之を抜くなといふ勅命があつて、子ウエルスキ―は更に政府の方針如何に關せず、デカストリ―灣を占領してアムール

と韃靼灣との連絡を付けた。そこで又々中々八ヶ間敷議論が持上つたが、遂に勅裁を得た。こゝに露國の爲に不幸なる出來事といふはクリミヤ戦争である。其方の事で、大多忙であるからアムールの方のことに頭腦を向ける餘地がない。そこで事茲に至る上は、ど―しても清國政府と境界の妥協をせなければならぬ。此交渉一切の事はムラヴィヨウに全任した。これは反てムラヴィヨウの爲めには幸なことであつて、つまりは矢張り露本國の仕合せとなつたのである。ムラヴィヨウは東海岸警備に必用の軍隊を編成し、アムールを下りて子ウエルスキ―と河口に會合した。それから英佛聯合艦隊との砲火の交換もあつて、結局聯合艦隊は何の得る所もなかつた。さて彼の境界の妥協交渉に就ては清國

との折衝中々要領を得難い段々進行の結果遂に愛琿に於て會同商議をなすに決し(千八百五十八年)所謂愛琿條約なるものが締結せられた其大要は愛琿からアムールの海口に至る左岸は露國の領分とし右岸の方はウスリー江に至るまでが清國の領分としウスリー江と海岸に至るまでの間に在る地面は兩國で更らに其境界を定むることとしアムール、松花江、ウスリー江の航行權は兩國の外何れの國にも之を許さぬこととしアムール左岸ゼーヤ河以南ホルモルチンに至るまでに居る清國人民は滿州政廳の施政の下に永久保安せられ露國は此人民に對して威壓の行動を爲すを得ずとしアムール、松花江、ウスリー江の沿岸に居る兩國人民は相互の利益の爲めに通商航海の自由を妨げらる

ることなく河上に於ける保護を加ふることゝ定めたが此條約が未だ完全でないボンヤリと境界を協商したまでのものである所で其後露國の爲めに幸で清國の爲めには不幸なことは當時清國は英佛聯合軍の蹂躪する所となつて困て居た際となつて來たからこゝで露國外交の一振動を爲すへき所でアムール流域境界確定談判は此時である即ち清國の爲めに其難局の加勢口添をして其報酬的に(千八百六十年十一月)北京條約なるものか結ばれてきてこそ此目的を達したのである北京條約は露國全權大臣イグナチーフと清國全權大臣慶親王との間に協定されたので西比利の血管は先づ此條約で出來たのである北京條約で定められた兩國の境界は條約第一と第二條で明白となつた即ち東

方に於ける露清兩國の境界はシルカアルゲン兩河會交の點から始まつてアムールの流に沿ひウスリー河のアムールに注入する地點に出るアムールの北方に在る地は露國に屬しアムールのウスリー江と會合するまでの南方の地は清國に屬することとなり更に兩國の境界線はウスリー江及其の上支流スンガチャ河を遡りスンガチャ河の水源興凱湖に至りそれから湖水を横きりてムーレン河に沿ひたる山脈に従ひスイフン河の上支流なるフブツ川の河口に至り之れより琿春河と東海との間に連亘する山嶽を境とし豆滿江に達する此境界線の東部は露國に屬し西部は清國に屬することゝ定めたる又第二條に於て從來不確定であつた西方の境界を定めバルカシユ湖及イシツククル湖

附近の地方は露國の有たることを定めたるさゝりそこで露國は太平洋岸に其顔を突出し子ルチンスタ條約以來の尺蠖は伸ひて西比利貫通の血管か出來て軍港は浦鹽に置かれた

こゝに序に一言して置かねばならぬは此西比利か此の如く東太平洋に面するに至りたる曠に於て此土地をして活動せる土地たらしむるには如何なる方法に依るかの問題に付き露國の當局者か取り來りし經略そのものゝ問題である此問題は即ち西比利貫通鐵道である一寸見ると不經濟極まる鐵道の様であるが決してそうでない露國の東方經營如何に着眼せず唯近眼的に鐵道丈を見其土地の生産力産物量やと資本との比較論やを以て見たら算盤は合は

ぬかも知れぬがそこか大經營の大經營たる所以て簡單なる經濟學者や森林學者などが分るとでない數學の頭腦で其利益を發見し得るものでもない抑も此計畫は彼ムラヴキヨフの建議に基きたるもので此線路は第一チエラピンスクよりオブ河に至る八百哩第二オブ河からイルクツクに至る千百六十二哩第三イルクツクからミソヴァヤに至る百九十四哩第四ミソヴァヤからストレテンスクに至る六百六十九哩第五ストレテンスクからカバロフスクに至る三百二十六哩第六カバロフスクからグラフィスカに至る二百三十哩第七グラフィスカから浦鹽に至る二百五十三哩であつて露京から浦鹽に至るには約三週日に過ぎぬ線である所が一つの欠點はあるそれは今では何程完成せる碎氷

船も出來たからよいよーなもの何分にも浦鹽は結氷期に於て完全なる軍港の性質を缺く次第である故に露國か更に一つの企望を生したのは外でもない南方に朝鮮海岸若くは清國海岸に冬季結氷の虞なき海嶺を得てこれに陸上よりは彼鐵道をそこに延長し海上よりは艦隊船舶の修泊碇繋の便を得たいと云ふ希望であるこれは露國の爲めに必然の必用で別に不思議でもない露國にこの必用あるは露國は言はずとも言ひ出して働かせずとも誰れでも分り切たことである又陸上の鐵道も此の如き結果を得れば鐵道經濟の上に利益の大なるは勿論である此機會は日清戦争で起て來たこれから聞きものである

第四節 滿州に於ける經營

此一節は著者最も熱心且つ長時間を費やされたる一段なりしも出版に方り或者の注意に由り殆んど其全部を抹殺す今は其要を摘むで之を載す

日清戦争のあつた場所は最初朝鮮の土地であつて平壤に北清の精銳を集中した李鴻章の作戰計畫か甘く行けばそれまでのこと敗れた所で敗戦の機を見て日本の前に屈服すればこれも亦それまでのことで飛沫はあまり外へは跳ねなかつたろ—が戦場が満州たり戦争の區域か大きくなつて旅順は陥る大連灣は勿論のこと満州の全部は腥血の巷となつたさて媾和條約締結の暁となつた所で三國干涉

が起つた此三國干涉は即ち露國の發動であることは何人も知らないものはない成る程寧ろ獨乙が猛然として露佛の仲間入をして反て主働の勢を現はした様であるか矢張主働は露國である露國が日本に申込んだ故障は即ち遼東半島を日本か所有するとは常に清國の首府を危くするの恐れあるのみでなく同時に朝鮮國の獨立を有名無實となすものである其れは將來極東永久の平和に對し障害を與ふるものと認むと云ひ且つ誠實なる友誼を表せんが爲めに日本政府に勸告したいのは即ち遼東半島を確然領有すること放棄して貰ひたいと云ふことである日本政府は苦心慘澹交渉を重ねたる結果遂に此勸告に應從して之を還附した清國の爲めには誠に幸福であるか此幸福には何か

謝禮をしなければならぬさてこそ彼の露清密約か李鴻章とカシニ公使との間に出来て李鴻章か露京に戴冠式に出使したときに決定したのである此約文に依て東三省と西比利の鐵道布設連絡を得又(千八百九十六年一月)露清銀行か設定せられ清國內に於て租税上納金の取扱を引受くること國庫に關係ある義務を營み並に清國政府の認可を経て地方の貨幣を鑄造し清國政府の募集したる公債の利子を支拂ひ清國內に於て鐵道を布設する等重要の條款より成りたるに由り事實上清國の主權は烟の様になつた即ち還附したる場所は清國は我物て我物でない様なことゝなつた更にそうなつたのは彼のシベリヤ鐵道が一方は浦港に他方は滿州を横斷して旅順大連に連絡するときには露

國の爲めに便利云ふまでもなき次第である又海上よりする働作も大々の便利を得る譯であるこれか東清鐵道條款となつて現出した又從て旅順大連の租借條約を結んだ(千八百九十八年三月二十七日)即ち其主とする所は北支那の海上に於て露國海軍を保護し得る必要の爲め防禦し得る一の根據地を要する爲め清國は露國に旅順口大連灣及其の附近の水面を貸すことを約し之に附言するに之を貸す爲め支那帝國の主權を侵害することはないと云ふことである又貸與へたる土地の制限並に大連灣の北に於ける土地即ち防禦に必要な土地の區域及面積は嚴密に限定し其境界は此條約か記名調印せらるゝや此條約執行に必要な細則は露京に於て之を定むること其區域設定せらる

一や否や區域内の土地及附近の水面は露國人に限り保有せらるゝこと租借年限は條約を結ばれた日から二十五ヶ年間有効でこれは兩國協議上ていつまでも延長する事が出来ること露國に貸與せる土地に於ける陸海軍の管理權と文官の監督權は一の最高なる露國の官吏に委任することとし支那の陸軍や隊は除外例を設くることなく皆其土地から撤退せしむることとし租借地の北方境界に一帶の地を限定し其區域は露京に於て協定し其地方の行政方法の權利は清國に屬すれとも其の土地には露國の承諾を経ずして支那軍隊を駐屯することは出来ないとし旅順口は露清兩國の軍艦丈の専用なりと定め他國人に對して商港となすを許さざること大連灣は一部は露清兩國の軍港と

し一部は商港として公開することとし旅順大連は露國の軍事上重大なる策源地であるから露國は自國から費用をて堡砦其他總ての軍事上の設備を爲すこととし東清鐵道條款の定むる所に依て大連灣への支線其他牛莊或は鴨綠江の沿岸適宜の場所に支線を敷設するを得ること同時に此の支線等の鐵道を敷設するも清國の主權は侵蝕せぬと云ふこととなつたつゞめて言へば租借地内は其實露國の權力で清國には何の權利もない有ても無いと同様であるといふこととなつたさしこゝなつて見ると露國は南方に一の軍港か欲しかつたことも陸上からは鐵道の便海上からは艦隊の便軍事上通商上隨て鐵道經濟上大々の利益を得思ふ存分に働作の出來たるものと見なければならぬ

露國の此行働は中々列強を刺激したのであつて露國から言へば正當に報酬を得たので清國が英佛聯合軍に窮したときにも外交上の妙手腕は遂にアムール流域は全部其有に歸し西比利の活動力を形成したると同一の筆法で清國が日本の要求に窮して居るから其頭上に恩惠を施して其報酬を正當に獲得したのであるこれは露國から言ふ話して随分虫のよい話してあるそこで英國は嚴敷清國に掛合てとと一威海衛を占め獨は膠州灣事件で之に據て山東の一部を占めた其他佛國(露の御伴なり)は佛國て其欲する所を要求し清國の土崩瓦解目前に逼るか如き有様となつた又清國の要路及内廷に露國が力を用ふるの周到なる算かに英國の上に出て清廷は數次變革に變革を重ねたが常

に露派は勢力多きに居ることを證する有様であつた所が北清に例の團匪の變亂起り各國使臣は北京の重圍に在り各國皆出兵して其居留民の保護に任し露は之を好機會とせしは勿論のことである亦兵を出して滿州一帶の地に占據し表面は已れ先づ卒先して直隸より兵を撤して列國軍隊の撤兵を促し清廷の整頓を容易ならしめんと唱へたこれは誠に清廷の耳には聞えた話して實に親切なる行動と見受けられませう(其真相を看破せざる限りは)所が北京からは兵を撤退したか滿州の方では一兵も動かない露國の行動の爲めに湧たやうな英獨協商もスハとなれば獨はうまい工合に逃口上を作り滿州に於ける露國の行動をどしすることも出来ぬ場合となつた而るに清廷の局面も此項

に及て大に拜露崇露の考へを減し餘程眼の覺めたるものと見は一も十も何でも露國の言ふが儘なりし清廷も稍強硬の態度を取ることとなつた外からは日英協力の忠告ありこれら原因から遂に滿州から撤兵することを承諾し(餘叙を參看せよ)其締約を見るに其要は滿州は全然清國の一部にして清國政府權力の下に復歸するを諾し露國軍隊占領以前の如く統治及行政を清國に還付すといふと又清國政府は滿州の統治及行政權を恢復するに當り露清銀行との締約とに基き其契約の期限條項等を確守し又該條約の第五條に遵ひ力を極めて鐵道及該職員等を保護するの義務に任し又均しく責任を以て滿州に在留する露國住民及其創設せる事業の安全を擁護することを諾するこ

とよし清國政府に於て現に此の如き義務を負ふ以上露國政府は或は事變の生起することなく又或は他國の行動の爲めに妨害を蒙らざる已上左の方法で撤退することゝ定めたる即ち其第一は本條約調印後六ヶ月以内に盛京省の西部遼河に至る地方に屯在せる露國軍隊を撤退して鐵道を清國に還附すること第二は次の六ヶ月以内に盛京省の殘部及吉林省に駐屯せる露國軍隊を撤去すること又其次の六ヶ月以内に於て黑龍江省全部の露國軍隊を撤退することゝ定められたのであるこれにはまだ色々と還附に付ての個條はあるか要は右の三期に於て撤退の實行をしなければならず一方に於ては日英協約(餘叙を看よ)の成るありて露佛亦之に對應して其同盟の範圍を極東に擴充した何れ

も其清韓兩國の保全を期せざるはなきも露國の行動は常に其宣言と反するとのみ多きはなぜであろうか清國も此點に於て餘程眼か覺めたに違ひないが外からの強援助勢かなければ其を其思ふが儘に行へる氣遣はない日英協約は其目的實行の議論は二段とし其外形成立の摸様に於て此種の警覺を清國に與ふると同時に露國も一寸其歩を止めて空合を見なければならぬと一なつたので滿州撤退條約も必竟は此產物である然しながら此空合を見て居たる露國は氣遣ふ程の天氣でもないと見込を付けてさてこそ中々尻を滿州から引き上げないのみならず「歸り掛けの駄賃的」の口上にて清國政府へこゝいふことを申込んだ露國と清國とは二百年來の隣友である其國境相接する三千里

の長きに亘て居る兩國間の事柄に他國の干涉は相互友好の關係を損し諸般の協定を妨くることか多いをこて露國は外人の干涉を妨遏せんければならず又之か其義務である殊に滿州問題を其の最とするものである滿州に於て露國の被害は中々僅少でない人民の生命と鎮定の爲めに費やしたるもの中々莫大である此機會を利用せば我國か滿州を併呑するも正當であるが隣友のことゆゑそんなことはせぬ丁度以前に伊犁を還附したる通り又長城牛莊間の地を還附したる通り今又奉天吉林等還附を爲すに付ては清國政府は我國から要求する條件丈けは誓て貰ひたい其條件とは還附したる地は如何なる形式に依るも之を列國に移附しない若し此條件に背かば我國は斷然たる所置に

出つへしと云ひ又蒙古の現時行政は決して紛亂せざるこ
 と若し紛亂するときは直に我國境に影響するか故にと云
 ひ又清國は前以て露國と協議なく滿州に新條約港を開設
 することを謀らぬこと新領事の設置を許諾せんとするこ
 とはならぬと云ひ又清國は其行政の如何なる衙門に於てす
 るを問はず之に外國人を任用せんとする場合には其外人
 の權能を以て北清に於ける露國の利益事務に及ぼさしむ
 へからずなんでもかんでも北清の事務に就ては露國人に
 委托すべしと云ひ又露國は北京牛莊間電線の存續する間
 はいつまでも旅牛奉間の現存電線を管理すと云ひ又牛莊
 を還附した後でも露清銀行は依然其事務を條約通りに行
 ふへしと云ひ又占領間に於て露國臣民か得たる滿州に於

ける諸種の權利は還附後と雖とも變化することなしと云
 ひ此條件を誓はんことを清國政府に逼つた押問答の間は
 決して滿州より撤兵せぬ現に今に撤兵せずして今は日露
 間の重大問題となつて居る
 露國か滿州に於ける施設は極東大政策の依て成ると成ら
 ざるとの分るゝ處陸上よりするものも海上よりするもの
 も不凍港灣は其生命でアレキシーフを關東大總督に任し
 (餘叙を看よ) 彪大なる權能を附與シクロバトキンヤウキツ
 テをして極東を巡視せしめ今や極東委員會は露京に組織
 せられ皇帝陛下自ら其か委員長となられた今後の局面如
 何は史談としては許さぬところである
 茲に附言せんければならぬとは露の膨脹の局面か一方は

中央亞細亞西部亞細亞北清方面であるか爲めに順序上刻下の経過まで述べてしまつたが一方には對朝鮮計畫及既往に於ける對日本の政策も此膨脹を爲す副食物的であるから矢張り史談の盤頭に載せなければならぬ日本とは千島樺太交換問題があつてこれか西比利といふ形体を具備する一の小條件であつて是も成功の一部である朝鮮に對しては豆滿江口に頻りに考を回らしたか當時清國の勢力か朝鮮の上に強かりし爲め思ふ様には行かなんだが手始めに慶興條約を締結した所か又丁度清國に對すると同じく日清戦争の結果朝鮮に於ける諸種の政變は露國に便宜を與へて國王露館に入りて茲に日露協商なるものか出來た即ち朝鮮半島に於て日露兩國の權利を天秤に掛る次第

となり爾來露黨は常に韓廷に勢力を占めて居る次第である海上連絡の上に於て何れにか朝鮮の海岸に於て求めたいは露國の爲めには無理はない十八里の朝鮮海峽日本と對抗するには尙ほ清國に於て旅順大連を熱求し遂に之を得たるか如き必要あるへきも是亦史家として餘計の推斷に墮するか故にこゝては唯朝鮮も矢張り露對日本の政略上に大に力を加えんければならぬ必然に逼られて居る目下の龍巖浦問題の如きも一つの片影であるこれ丈けのことは附言し置くの必要がある

第三章 結論

露國の亞細亞に向ての膨脹は第一期に於て西部亞細亞中

中央亞細亞に向て印度の背部に逼り又南方海面に突出せんとし東は西比利を併呑し黒龍江流域の占有となりカシニ一條約となり旅太の租借となり滿州占領となり左右の巨腕は間斷なく活動して止む時なき有様であつた我等には最も密接なる極東に於ける露國の行動殊に旅太租借以後に於ける清國に對する列強が勢力扶植の有様は知り置く必要がある以後は以後のことで済だあとでなければ史家は

(此一段に痛切なる斷定ありしが是亦抹殺の已むを得ぬ次第があつて残念ながら之を刪つた)

は言ふべき能を有たぬ

第四章 餘叙

以上の説話の經の或る部分となつた事實の根據を順を追つて示しませう其第一は即ち千八百七十七年の露阿條約である其條約に曰く

第一條露國の使臣若くは領事のカプール其他の要地に
留在此處することを許す

第二條露國は其兵を以て阿富汗の要地四ヶ所を據守するを得阿王は自衛の爲め此兵を使用するを得へし

第三條露國政府はサマルカンドよりカタクルザン、コテヤクレ、バルクを經由し又カプールよりはミュン河インドコ、ムルガブ、マルシク、フラコを經由してヘラットに至りヘラットよりガルムシル道に沿てカンダール

に達するの道路を新開す可し

第四條阿國政府は事情已むを得ざる時は露國兵が印度方面守衛の爲め便宜の道を経て國內を通過することを許すべし

第五條露國は電信線をサマルカンド、カタクルザン、カプール、カンダールの間及び露國使臣が駐在する所若くは兵屯を置くの地にも架設すべし

第六條露兵は相當の價を以て阿國に於て需用の物品を購求し且阿國人をして運輸せしむるを得べし

第七條露國政府は阿富汗の王位相續の事は永世其君主と志願と國憲とに依り之を處置するを許諾す

第八條露國政府は阿富汗の國事及び其内政には一切關

係せざるべし

第九條露國政府は阿國の安寧を維持すへき一切の方法に同意し且國安を妨害すへき内寇外敵に對し阿國政府に協力すべし

第十條露國地方官吏は阿王の仇敵を以て自己の仇敵と看做すべし

此條約の中で主なるものは第一條第二條第三條第四條第五條第九條である

第二には千八百七十九年の英阿條約である其條約に曰く第一條爰に假定する所の條約は印度太守の許諾を得て後に確定するものとす此條約を確定するの後は英阿兩國の間永世平和親睦を保存し敢て或は渝るとなし

第二條阿國の臣民にして英阿交戦の事に關し罪を得たるものは條約確定の時を以て阿王殿下國內に大赦し悉く其罪を宥すへし

第三條阿王殿下の諸外國に交接するは必ず英國政府の意見に従ふへし恣に外國と約を結ひ或は外國と兵を交るとを得ず若し英政府に於て已む可らずと爲し兵を用る時は軍資兵器及ひ士卒を假し阿國の外交を防禦すへし外寇既に夷くるに至らば速に兵を退け阿國の境内に永く軍隊を駐むることなかるへし

第四條英國政府は兩國の交誼を保全し且阿國を保護する爲めに公使一員を加布爾に派し之に護兵を附し適應の地を卜して駐在せしむへし若し外交の事に關し

使臣を要するとあれば何時を論せず之を阿國に差遣し兵を以て護衛せしむるを得而して阿王殿下も亦一名の使臣を出して印度太守の廳下に駐留せしめ且印度の内地何の處を問はず便宜之を派遣するを得へし

第五條阿王殿下は其國內に於て英國の使臣を保護し且相應の禮遇を爲すへし英政府は何等の事あるも決して其使臣をして阿國の内政に干渉せしめざるへし

第六條英國の臣民阿國に在て兩國の間に結約する所の諸條件を遵奉して商業を爲す者は阿王殿下及其子孫に至るまで其營業を妨ぐるを得ず

第七條阿王殿下は商民を保護し運輸の便を計り力めて兩國の通商を盛ならしむへし其通路脩繕の如きは

國政府の協議を遂げ貿易理財の爲め最も便益の良法に依て着手すへき者とす而して此道路を通過する商品に課すへき税則及貿易を擴張すへき方法等に至ては時々制定する所の貿易條規に従ふへし

第八條英國政府は兩國通信の便を計り貿易の盛を期し官金を以てヨークランドとカプールの間に電信線を架設し以て人民の公益に供し阿王は之を保護するを勉むへし

第九條此條約書に附する所の地圖に就て界線を施し兩國の公界を明かにし線以外の地は英國の所領に歸し線以内は阿王殿下の版圖に屬す英國政府は條約確定の時を待ち兩國の和親を舊に復するの旨意に従ひ其

守地の内カンダールセララバット及ヒグルムビンシヒを除き餘は悉く之を阿王殿下に還付すへし蓋し上記の諸地は英政府の治下に屬すと雖も仍ほ阿王殿下の版圖に歸する者なり故に此地より納むる所の貢税は地方行政費用に供し其餘は之を阿王殿下に返付すへし而して英政府はペシヤロールよりセラバットの間に在るキールペル及びミクニの諸溪谷を管轄し此方に於て土地を有する獨立酋長を統馭するの權を專にするを得へし

第十條英國政府は阿王殿下をして舊時の威權を有せしめ且此條約に於て決定する所の施設を助成するか爲め殿下及其子孫に年金六十萬ルピーを付與すへし

此條約の中て主なる個條は第三條第四條第九條第十條である第三は千八百九十五年の巴密爾條約である其條約に曰く

第一條 ヴィクトリア湖の東方に於ける英國と露國との勢力範圍の境界は同湖の東端に近き處の點を起點となし同湖水の緯度の稍々南方に横はる所の山脈の頂上に沿ひベンデルスキー及ひオルタベル山道に至る所の線に由りて限界せらるゝものとす
此點よりして其境界線は同湖水の緯度の南方にある間は同山脈に沿ひて延長す而して其緯度に達したる時若し其場所にしてヴィクトリア湖の緯度の北方ならざることの知られたる時には境界線は同山脈の山

嘴をキシル、ラバットの方に降り而して其所より東方に延長せられて支那の一境界線に會合するものとす
若しキシル、ラバットにしてヴィクトリア湖の緯度より北方に位することの知られたるときは境界線は同緯度の南方なるアクス河の最近なる便宜の點にまで線を引かれ而して其所より又た前の如く延長さるゝものとす

第二條 境界線は標記せられざる可からず而して其精密なる確定は兩國共同の純然たる技術的性質の方法に由り又た適當なる保護の爲めに嚴正必要なる所のものを超過することなきを度として軍隊的警護の下に爲さるゝものとす又其委員は必要なる技術上の補助

に由りて英露兩國の委員より成立するものとす英國
 女皇の政府は露國皇帝か其委員會に代表さるゝ所の
 方法に就きてアフガニスタン王に協定せらるへきも
 のとす

第三條委員は又た其地點に於て清國境界線の位置に關
 して確知し得へき事項は之を報告する義務あるもの
 とすこれ其境界線の近傍に於ける清國領土の界限に
 就きて英露兩國をして清國政府に和親することを得
 せしめんか爲めなり

第四條英露兩國政府は左の事を約定す即ち英國は前記
 境界線の北方に露國は其南方に向て毫も政治上の勢
 力或は制馭を及ぼさゝること

第五條英國政府はヒンヅークシユ山及ヒヴィクトリア
 湖の東端より清國の境界線にまで延長せる線の間
 に存せる所の英國勢力範圍の土地はアフガニスタン王
 の領土にして決して英國領土に附加することなく又
 た決して軍事上の屯營堡塞等を建設せざることを約
 定す此協商の實行は目下露國の占領せるブンジャフ
 右岸一切の土地をアフガニスタン王の明け渡し又た
 オクサス河の南方に存せる所のダルワツツの土地の
 一部をプハラ王の明け渡したる時より有効のもの
 とす而して此タルワツツの土地の一部は之れ英國政府
 が兩王と共に其勢力を用ゆるを約定せし所となす

此條約は全部が大主眼である

第四は千八百四十二年露ブ條約である其條約に曰く

第一本條約締結の後キーワ國は露西亞國に對し公然又は陰然敵對の舉動をなすことなかるへし

第二曠野又は裏海に於て貨物若くは人身却掠の所業をなす者あるときは直に之を捕へて處罰し其品物は之を所有主に返還すへし

第三露西亞人を捕へて奴隸となすことなかるへく且つキーワ國內に在る露國人民の所有物は凡て安全に之を保護すべし

第四キーワ領内に於て露國人の死者あるときは其遺物は最近の露國官衙に送附して之を其相續人に交附することゝを依托すべし

第五露國領内の人民本國を逃れて來り又は謀叛してキーワ國內に遁避するものあるときはキーワは之を庇護することなく速に露國の官吏に交附すへし

第六露國商人のキーワ國內に輸入する物品に對しては一回の外徵稅することなかるべく其稅率は物品實價の五分より上らざるへし

第七露國商人に屬する貨物のシルタリヤ河を経てブラ又は其他の亞細亞諸國に向ひ或は此道に由て他方より露國に輸入する通過貨物は一切課稅せざるへし
第八亞細亞諸國より露國に至る通過貨物に對しては唯々定則の課稅をなすのみにして何等の障礙を加ふることなかるへし

第九露西亞帝國とは隣國の誼によりて百事信義を以て
相接すへし

此條約で主なる個條は其第一第二の兩條である
第五は千六百八十九年露清兩國間締結のチルチンスク條
約である其文に曰く

第一條 露西亞と支那の境界はゴルビツ川(述者曰ふ此
のゴルビツ川と云ふのは今の後貝爾州にありシルカ
河に流れ込む小河である)及此川の水源より遠く東海
岸に至るまで綿亘する山脈を以て畫定す此の山脈の
南方にある一帶の地方は支那帝國に屬す此の山脈の
北方にある地方は依然莫斯科帝國の領土とす又たア
ムールの上支流なるアルゲン河の南方一帶の地は支

那帝國に屬し其の北部は莫斯科帝國の所屬とすアル
ゲン河の南方に於ける露國現住民は河の北岸に移住
すへし

第二條 露國人が建造せる堡砦は悉く之を毀壞し其所
に居住したる露國人は其財産を携へて悉く莫斯科政
府の領土に退去すへし兩國何れの國民も無斷に他の
境内に入りて狩獵することを得ず若し國境を踰へて
狩りし又は窃盜を働くものあらば之を捕縛し最寄の
官衙に交附し適宜處分せらるべきものとす若し武裝
せる十人乃至十五人の一隊か國境を踰へて掠奪を行
ふか或は相互の外人を殺戮する場合に於ては其の事
情を具して兩國皇帝に報告すべく罪狀明らかなるに

於ては犯者は死罪に處せらるへし民人相互の私交に關しては如何なる事情あるも兩國の間に戦争を開くことなかるへし

第三條 兩國間の過去に於て起りたる總ての事は永久忘却して絶て記憶に留めざるへし

第四條 本條約締結の日附以後何れの國民も他國の脱走者脱走兵を容るゝを得ず若し他領の者にして脱走し來るものあるときは直ちに之を捕縛して所在官衙に引渡すへし

第五條 清國領内に於ける現在の露國人民及び露國領内に於ける現在の清國人民は何れも現在の地に居住することを得へし

第六條 兩國親交の本條約の結果として兩國國民は旅行免狀を所持するときは何れも他の領内に入りて自由に交通し及び貿易を營むことを得へし
本條約の正文は記名捺印の上兩國全權委員に交換せらるへく又其の條文は石碑に鏤刻し韃靼支那露西亞及び羅甸の四國語を以て之を記して境界に建て永く兩國親善の標證となすへし

此條約の中で主なる個條は其第一條第二條の兩條である序に國界の碑文も示す丈のものである即ち

大清國遣大臣與鄂羅斯國議定邊界之碑

一將申北流入黑龍江之綽爾納即烏倫穆河相近格爾必齊河爲界循此河上流不毛之地有名大興安以至於海凡山南一

帶之溪河盡屬鄂羅所

一將流入黑龍江之額爾古納河爲界河之南岸屬於中國河之北岸屬於鄂羅斯其南岸之眉勒爾客河口所有鄂羅斯房舍遷徙北岸

一將雅克薩地方鄂羅斯所修之城盡行除毀雅克薩所居鄂羅斯人民及諸物用盡行撤往察漢汗之地

一凡獵戶人等斷不許越界如有一二小人擅自越界捕獵偷盜者即行擒拏送各地方該管官該管官照所犯輕重懲處或十人或十五人相聚持械獵殺人搶掠者必奏聞即行正法不以小故阻中壞大事仍與中國和好毋起爭端

一今既永相和好以後一切行旅有准令往來文票許其貿易不禁

一和好會盟之後有逃亡者不許收留即行遣還

第六は千八百五十八年露清間締結の愛璦條約である其條約に曰く

第一條 愛璦より黑龍江の海口に至るまで黑龍江の左岸は露國に屬す其右岸烏蘇里江に至るまで清國に屬す烏蘇里江と海岸に至るまでの間にある地積は露清兩國に於て更に其境界を立て其所屬を定むるものとす黑龍江松花江烏蘇里江の航河權は露清兩國の外何國にも之を許さず黑龍江の左岸に住するゼーヤ河以南ホルモルチンに至るまでに於ける清國の住民は滿洲政廳の施政の下に永久其の居住を保持することを得其の人民に對して露國は攻勢的或は壓制的の舉措

をなすことを得す

第二條 黒龍江松花江烏蘇里江の沿岸にある露清兩國民は相互の利益の爲めに通商航海の自由を妨げらるゝことなし兩國の政府は河上に於ける保護を加ふ

第三條 本條約は永久犯さず破らす嚴重に實行するを證する爲め兩國語を以て各一通を兩國間に領交し以て契約の證となす右條約規定の事項は兩帝國の人民に公示するものとす

此條約で主なる個條は其第一條である

第七は彼の有名なるイグナチーフの北京條約である其條約に曰く

第一條 東方に於ける露清兩帝國の境界はシルカ、アル

ン兩河會交の點より始まり黒龍江の流水に沿ひて下り烏蘇里河の黒龍江に流入する點に至る(此に「東方に於ける」と云ふは西方即ち伊犁地方の境界も亦た本條約によりて定めらるゝか故なり又シルカ、アル、グン兩河會交點は即アマール本流の初めなり)黒龍江の北方に在る地は露西亞帝國に屬し黒龍江の烏蘇里江と會合するまでの南方の地は清國に屬す更らに兩帝國の境界線は烏蘇里江及び其の上支流スシガチャ河を遡りてスシガチャ河の水源なる興凱湖に至る之より湖水を横りテムレン河に沿ひたる山脈に従ひスイフン河の上支流なるフブツ川の河口に至り之より琿春河と東海との間に連亘する山嶽を境として豆滿江に

達す此の境界線の東部は露西亞帝國に西部は支那帝國に屬す

第二條從來不劃定に屬したる西方の境界を定めバルカシユ湖及ひインツクタル湖附近の地方の露西亞帝國に屬することを確定す

第三條東西兩地に於ける境界を畫定する爲め兩國より委員を任命し東方の境界委員は千八百六十一年四月烏蘇里河口に會合すへし西方の境界實測委員はタルバカタイに會合すへし但し其期日は追て定むること
 第四條本條約の第一條及ひ第二條に於て定められたる境界に於て兩國の臣民は何等の課税何等の制限を受くることなくして自由に通商することを得へし

第五條哈克圖の商人に對して北京に來往する權利を恢復す且つ彼等は又たウルガ(庫倫)及ひカルガン(張家口)に往きて貿易を營むことを得露西亞帝國はウルガに領事館を設置することを得へし露國の商人は旅行免狀を携帯すれば清國の各地何れの所にも至ることを得へし然れとも同一の地に二百人以上の大衆を以て集合することを得す

第六條清國政府は露國の爲めカシユガルに於て貿易所設置の地域を與へ且つ寺院其他の附屬するを許す然れとも清國政府は官府統制以外に於ける掠奪に對して何等の責任なし

第七條公開の市場に於ける商業取引には地方官か之に

制限を加へ煩累を及ぼすことなし商人は小賣卸賣信用等關係者の便利とする何等の方法に於て商事を行ふも妨げなし

第八條露國政府はカシユガル及ヒウルガに領事を派遣し以て自國商人の行爲を監視し又た其の國法に依りて之を處罰することを得之と同じく清國政府若し之を欲するならば亦た其領事を露の各都市に派遣するを得へし商事に關する紛争は双方より選定したる審判官の裁斷に任す刑事の犯人遁れ來るときは之を各本國に交附し所屬の國法に従ひて處罰せしむへし

第九條千六百八十九年の子ルチンスク條約及ヒ千七百二十七年のキヤクタ條約を廢止すること

第十條境界を踰へて他の領内に入りし家畜は其の本主に送還すへきこと

第十一條政府の文書を兩國間に發送する場合に關する方法を規定す

第十二條郵便規則を定め又た北京キヤクタ間の小包遞送の法を定め郵便は兩方より一ヶ月一度小包遞送はキヤクタより北京へは二ヶ月に一度北京よりキヤクタへは三ヶ月一度發送することを定む

第十三條露國の外務省又は總理衙門より發する文書は通常郵便によりて遞送するも如何なることあるも規定の日限を踰ゆるを得ず若し緊急重大の事件あるときは特使を以て遞送することを規定す

第十四條本條約に於て實施上不都合なる廉あるときは
兩國より立ち會ひて特に約束を定むべき事を規定す

第十五條右條約記名調印の事を規定す

此條約の中で主なる個條は第一第二第三第六條である

第八は露清條約(カシニ一條約)である

大清國皇帝は日清交戦の後大露西亞皇帝か深く清國を
助け遼東を索取したるにより(後李鴻章の露帝謁見の際
に於ける陳述亦之を以て冒頭とす李鴻章の巡遊日記を
參照すへし)現在兩國交界地方の通商貿易に依り兩國相
互に裨益し媾和を永く敦くせんが爲め特に兵部大臣等
を簡み授くるに全權を以てし露國駐京全權大臣と東三
省と西伯利亞との鐵道布設章程を議訂せしめ而して人

民貨物をして流通を容易にし交界地方及沿江口岸も亦
鎮守堅固たるを得せしむ

此外別に善美の方ありては皆互に相辨理するを得せしむ
第一露國の西比利亞に敷設する所の鐵道は將に成を告
げんとす清國は其鐵道を左の諸線に依て清國領内に延
長するを准す

一、露國の浦鹽須德より清國吉林省の琿春に至り琿春よ
り西比利に向て吉林省城に達す

二、西伯利亞の或市府より清國黑龍江口の琿春に至り琿
春より西南に向てチ、ハルに至りチ、ハルより伯都
訥に至り再び東南に向ひ遼りて吉林省城に至る

第二、露國か清國の黑龍江吉林省等の所に敷設する鐵路

は其費用皆露國より支出し敷設の法も露國より主裁す露國か之を管理する事卅年期満るの後は清國は豫備の銀兩を以て之を購買す其章程は時に及て再ひ商議せん第三清國今既に鉄道一條あり再ひ山海關より奉天府城に至り奉天府城より吉林省城に延長せんとす然れとも將來に於て清國自ら之を布設するを不便とせば露國の豫備の銀兩を以て清國に代て吉林より起工することを准す而して十年の後清國之を購買すへし唯此線路は清國の撰定に由り奉天牛莊等の所に達す

第四清國敷設する所の鉄道は山海關より奉天牛莊金洲旅順口大連灣等の所に至る而して露國の章程に照して辨理せしむ願くは兩國の往來に便す

第五露國の清國に敷設する鉄道の經過の地方は多く砂磧荒地に屬すれば恐くは清國の保護十分なるを得ざる可し依て露國は許すに自ら馬歩兵を派して保護することを以てす

第六鉄道往來貨物の徵税は同治元年四月二日約する所の陸路通商條約に依りて辨理す

第七清國の黒龍江、吉林、長白山一帶の各礦にして清國の未だ其の開掘を人に准さざるものは本條約調印後露清兩國人民に開掘するを許し以て大利を興さん唯開礦前先つ清國官吏に稟明し熟照を領有し清國の開礦章程に依りて辨理す可し

第八東三省既に已に練軍あり然れとも各地方の屯兵仍

ほ多くは清國の舊法に據る倘し日後清國東三省の各所に於て皆西法によりて兵を治めんと欲すれば露國出道の武官を延いて訓練するを欲す其章程は現在兩廣に於て獨乙武官を延くと同一たる可し

第九、露國は亞細亞に於て一の不凍港なし若し一旦兵事忽興すれば露國は東海太平洋等の處軍艦碇泊に頗る不便なり清國能く其事を知るか故に山東省の膠州灣を以て露國に十五年間貸與するを准す而して此十五年内に露國の築く所の兵營武庫機器所船渠は期滿るを待ちて清國より買回す惟目下尙ほ兵事なし露國遽かに膠州灣に據りて布置一切せず以て他國の生疑を免る露國の應に出すべき地租若干に至は將來須らく國約を立つべし

第十、遼東灣旅順口大連灣等の所は俱に緊要の地に屬するを以て清國は應さに速かに整理し總ての砲臺一切適當の脩繕をなし以て他日の危險を免るべし露國は計を決し以上緊要地の保護を周密にし以て外人の清國を窺伺するを准さず又以上各緊要の地區を以て他人に讓與するを准さず若し將來露國外に事あらば清國は露國の海陸各軍の此處に駐在するを准し以て自己を保護し敵人を攻撃するの便を得せしむ

第十一、倘し露國にして他國と戰端を開くなくんば旅順口大連灣の兩處は皆清國に於て管理し露國は與り聽くを得ず惟東三省築路開礦の約章は兩國政府本條約を批准したるの上双方人民何時にても隨意開始するを得べし

きものとす又本條約に指名する地域を旅行する露國の文武官及商人旅人は總て清國地方官の權内に於ける保護及便宜を受くるの特權を有す清國地方官は露國官吏及臣民の旅行を妨障し遲滯するを得ず

此條約は全部其主能である第九は露清銀行條款であるかこれは少し考へがあつて其要點丈を示すとす即ち清國に於て租税上納金の取扱を引受ること國庫に關係ある義務を營み並に清國政府の認可を経て地方の貨幣を鑄造し清國政府の募集したる公債の利子を支拂ひ清國內にて鐵道を布設し電線を架設する免許を得ること第三者の計算を以て外國貿易の爲めに開かれたる場所に於て不動産の賣買を爲すこと茶荷の抵代に對して代

價の九割迄貸附を爲すこと等の條款

これはつまり露國政府の仕事である第十は即ち東清鐵道條款である曰く

第一條一八九六年八月二十七日清國政府と露清銀行と締結したる條約に依り清國國境内黑龍江省の西界の一點より吉林省の東界或る一點に達する鐵道を布設し及び營業する目的にて會社を組織し之れを東清鐵道會社と稱す本鐵道の兩端は露國の鐵道後貝加爾線及烏蘇里線と清國國境にて連絡す可し

本社は清國政府の許可を得て鐵道業と關連し又は獨立して清國領内に鑛業工業商業又は炭坑開掘等の業を營むことを得但し此等の業を鐵道業より分離して

營む時は別に其帳簿を備ふ可し

本社組織の任は露清銀行之れに當る本社成立以後は上記一八九六年八月二十七日の條約の與ふる凡ての鐵道布設及營業に關する權利義務は露清銀行より本社へ移轉するものとす

本社は露國中央銀行より大藏大臣へ株式第一回拂込濟の證明をなすに由り成立したるものと認む但し如何なる場合に於ても右拂込は本章程確定の日より二ヶ月内に爲すへきものとす

後の拂込は漸次に之れを行ひ本社成立の日より一年以内に悉皆其額面額を拂込むものとす
本社株式の所有權は露人及び清人に限る

第二條 本社は清國政府との條約に依り全線開業後八十年間本線を所有す

第三條 東清鐵道會社の其計畫を遂行するを得るは露國政府の本社の收支及び社債證券に保證を與へらるゝにより本社も亦營業年限中露政府に對し左の義務あるを承認す

一 本社は貨客の安全及び愉快を保ち其運搬を斷絶せしめざる爲め凡ての鐵道附屬物及車輛を具備し本線の任務をして遺憾なからしむる事

二 本社の運搬設備は露國の連絡線運搬力に適應する事

三 露國鐵道後貝加爾線と烏蘇里線との間を往復する

各種の列車は本社之を接續し遲滞なく其到着地へ送致する事

四貨車客車を問はず凡て直行列車は西伯利線の速度より遅からざる速力を以て本社之を發送する事

五本社は其全鐵道線を沿ふて電線の布設及維持を爲すへし本電線は露國の鐵道電線と接續し境界局より境界局への轉電をなし又露國より清國又は清國より露國への電信を引受け遲滞なく發送するの義務を有す

六將來本社の營業増加し貨客の運輸上技術的設備の不備を示すに至りし時露國鐵道より之れに應ずる擴張を請求せし時は本社は之れに應ずる措置に出

つへし然れとも右の必要あるや否やの見解に關し兩鐵道の意見の合さる時は東清鐵道は大藏大臣に其判決を求むへし右の擴張工事を行ふに就き資金を欠くときは本社の取締役會は何時を問はず大藏大臣へ申請して政府より資金の補助を仰ぐとを得七凡ての貨客及電信の轉送に關し本社と露國政府との約定に依り規則を編制し營業年限間之れに遵ふ可し

右轉送料の最高額は營業年限中露國政府の許可なくして變更するを得ず直行列車及電信の轉送料は右最高額の範圍に於て大藏大臣との約定に依り本社取締役會之を定む

八露國政府の郵便及小包郵便并に護送する局員は無報酬にて之を運す右の目的に供する爲め會社は各乗客列車に長さ十八尺の一室を備ふ可し加之若し露國郵便局に於て必要と認むる時は其費用を以て郵便車を作り列車に連接するを得但し該車の修繕保存等は内部を除き本社の負擔にして運轉費用も等しく本社の負擔たる可し以上數項の條件により露國政府は本社に對する保證をなすものなれば本社は八十年間の營業年限を終へ本線を清國政府へ引渡するに至るまで右の條件に拘束せらる可し若し本期限に達せざる前に本章程第三十條に依り本線を買ひ上くる事ありとも前記の契約

は其効力を減する事なく鐵道と共に新所有者に義務を移轉するものとす之と同じく八十年の期限間は清國政府より本鐵道へ讓與せし左の特典も其効力を存續すへし
 一貨物又は手荷物にて露領より清國領内を單に通過するものは關稅内地通過稅又は其他の稅を課せらるゝことなし
 二貨客賃金又は電信料等は凡て清國の諸稅を免せらる可し
 三本鐵道により露國より清國へ又は清國より露國へ輸出入する諸貨物は清國の海關稅より三分一少き輸出入稅に服す可し

四鐵道により輸入せし貨物にして内地仕向先のものは輸入税の半額に對する内地通過税を拂ふ時は以後凡ての課税を免除せらるへし
 右の手續に依らざる貨物は凡ての通過地の通過料を徴せらる可し

第四條鐵道需用の材料は何れの地より輸入するも差支へなし而して若し露國外より輸入し露國海關を通過する時は輸入税を免除せらるへし

第五條軌道は露國線と同じく五呎なる可し

本社一八九七年八月十六日以前に於て工事に着手し今後線路確定し必要なる土地の會社へ交附せられたる時より六ヶ年以内に於て全線の完成を期す可し鐵

道線路は成るべく墓地又は町村等を中斷するを避くへし

本章程第一條に依り本社は其線路を露領の後貝加爾線及南烏蘇里線と連絡する場合に於て費用節約の目的を以て停車場の設置を略し以上國線の境界停車場を使用する權利を有す

右使用の條件は本社と以上兩鐵道との間に協定す可し

第六條乗客貨物の運賃及補充車料等は第三條の範圍内に於て本社自ら之れを定む可し

第七條東清鐵道線路の沿道に於て生せし犯罪訴訟等は現行條約に基き露清兩國の當局者夫々處理す可し貨

客運搬上の責任、請求權消滅時期、支拂判決を受けたる時之れを受取る方法又は會社と公衆との關係等は會社の營業開始前制定公示する規則中に規定す可し、但し右の規則は露國鐵道規則に準して編制す可し

第八條清國政府は鐵道及其使用者の安全を保たんか爲め、外部よりの襲撃を豫防する措置を採る可し

又鐵道及其附屬物の爲めに供用せし地面に於ける秩序の安全の爲めには本社の任用する警察官之れか任に當る可し、本社は右の目的の爲めに警察規則を編制公示す可し

第九條本社の總資本金は全線の測量完成の上之れに基き計上せし建築費に従ひ之れを定む可し

發起資本金は鐵道の建設中發起資本金の利子及元金消却の資に充て露國政府技師の測量決定したる線路を買入るの資に充つ可し

右の測量線路を買取る代價は大藏大臣と本社との間に於て協定す可し

本社の資本金は株式及債券の發行より成る

第十條本社の株式資金は五百萬留とす、每株五千留一千株とす

株式額面額にて發行す

露國政府の保證は株式には及ばざるものとす

第十一條本社の資本金の殘額は債券を發行して之れに充つ

債券は必要に應じて發行し其都度大藏大臣の特許を得て之れを行ふ、債券は發行の都度其額面總額、實收額、發行の時日、條件、債券の形式等大藏大臣の認可を経るを要す

債券の元金償却及利子は露國政府其保證に任す
債券の發行は本社之れを露清銀行に依頼す可し、然れとも露國政府は本社と右銀行との間に協定せし價格に元金拂をなす時は右債券を取得するの權利を保留す

第十二條右露國政府保證附の債券の拂込ありたる時は
本社は元金或は右元金を以て大藏大臣の許可を得て購入したる利附有價證券を大藏省の特別監視の下に

保管するの義務を有す

右の収入金は左の支出に供用するを得るものとす

一 工事の進行又は注文の履行等に對し又は其他支出の必要を生せし場合工事豫算に規定せし範圍及條件に従ひ支出する時

二 債券の利子支拂のとき、但し債券發行により收納せし範圍内に於て債券の條件に違ひ支拂ふべし

第十三條株式申込人は第一回拂込を爲す時は假受取證を交附さる可し、追て本社を取締役會成立の上尙殘餘の拂込を之れに記入す可し、株金全額拂込濟となりし時は假受取證と引換に株券を交付す、株券は本社取締役三人以上の記名を有し、所持人に之れを交附す可し

株券には利札を附し毎年一回の配當は之れを引換ふ可し、利札の盡きたる時は新に之れを交附す可し、毎年の純益配當は其年度の報告を株主總會に於て承諾の上、本社の事務所又は他の指定したる場所に就て拂渡するものとす

本社は配當の金高及支拂場所を露國の官報及フヒナシヤル、メツセンジャー及清國の一新聞に於て之れを公告す可し

第十四條 準備金は左の費途に充つるものとす

- 一 鐵道、建築物、及附屬物の大修繕
- 二 鐵道及附屬物の臨時修繕

準備金は鐵道收入の純益より年々別に之れを積立つ

準備金は露國政府の利附證券又は露國政府保證の鐵道債券を以て保管す可し

本社の鐵道所有期限の滿了に際し準備金は先づ本社の債券及露國政府へ返濟す可き金高等の支拂に充て尙殘餘ある時は之れを分配す可し

但し期限滿了前清國政府より鐵道を買收するときは準備金は株主の所有に歸す可し

第十五條 本社の純収入は總収入より作業總支出を控除せし殘高とす、總支出中には左の數項を含む

- 一 退隱料又は救助金等の法を設けし時は此等の目的に充つる一般の支出

二 取締役又は各課員の給料、臨時雇員又は労働者の給

料

三鐵道用の原料又は物品の代價並に建築物、車輛其他鐵道必需物の使用報酬

四鐵道の維持、修繕、改設、新設、家屋、車輛其他鐵道所屬に對する支出

五取締役會より鐵道の安全正確を保たんが爲めに命したる措置又は訓令を履行するに依り生したる支出

六鐵道の改良、發達、并に其收入を新に起し又は開發する爲めに要する費用

第十六條鐵道の總收入にして作業費用を償ひ又は債券の利子を支拂ふに足らざるときは會社は露國大藏大

臣を通して露國政府より其不足額を補充せらる可し
右の補充金は年利六分率により前渡金として之れを交付す可し、但し右の前渡金にして所要に超過せし場合には之れを次期の交附金に繰入れ控除す可し
年度毎に鐵道作業の年報を株主總會へ提出すると同時に本社は又本社の露國政府に對する負債と其利息とを株主總會へ提出し確認を経へし、右確認を得たる時は取締役會は露國政府に對し其決定せられたる額に對し承認したる事を露國政府へ通知し露國政府は年々六歩の利子を支拂ふものとす
右取締役會の承認に對しては證券又は行爲印紙税を課せざる可し

以下十二條は比較的重要ならざるを以て其主意のみを摘記す

第十七條純益分配の事

第十八條取締役會の權能及社印は北京及彼得堡に保管する事

第十九條取締役會の組織は九名より成り株主之れを選擧す議長は清國政府之れを任命し、副議長は取締役より之れを互選する事

第二十條取締役會事務取扱ひ順序

第二十一條株主總會及同會に提出す可き案件

第二十二條株主總會開會の順序

第二十三條株主總會の合法的に成立する案件

第二十四條總會の議事に於て株主の參與權

第二十五條鐵道運轉の地方に於ける處理

第二十六條鐵道工事の地方に於ける處理

第二十七條大藏大臣の確認を得る爲めに提出す可き件

第二十八條監査役會

第二十九條清國政府との條約に依り本鐵道は八十年間本社に於て所有したる後は鐵道及附屬物とも清國政府の所有に歸す可し

本社の準備金及其他の資金は保證を受ける爲め露國政府に返還す可き分及他の一般の債務の返済に充て尙ほ剩餘あれば株主に分配す可し

八十年の期限經過の後保證に關して本社の露國政府に負ふ所の金額尙殘存する時は凡て帳消しとす可し、露清銀行は此點に關し何等の債務を負ふ事なし

第三十條清國政府との條約に依り清國政府は本鐵道の全線貫通し營業開始したるときより三十六ヶ年を経過せば鐵道に要せし凡ての費用及鐵道需用に供せし各般の費用と之れに對する利子とを償還するにより本鐵道を取得するの權利を有す
右代金中には既に抽籤償還せし株式保證に關し露國政府に負ふ債務及配當濟の純益等は勿論包含せざるものとす

清國政府は如何なる場合と雖とも右の代價を露國中

央銀行に拂込たる後に非らざれば本鐵道の所有を得るに至らざるべし

清國政府より供せし右の代金は社債券の償還、露國政府に對する凡ての債務及其利子等の償還に充て尙殘金あれば株主に於て隨意處分するを得

本條款は必竟前の露清銀行條款に基きたるものであつて其主なる個條は第一第二第三條である

第十一は旅大の租借條約である其條約に曰く

第一條北支那の海上に於て露國海軍を保護し得る必要の爲め防禦し得る一の根據地を要する爲め清國は露國に旅順口、大連灣及ひ其の附近の水面を貸すことを約す之を貸す爲め其の地方に於ける支那帝國の主權

を侵害することなかるべし

第二條右に述べたる理由により貸與へたる土地の制限並に大連灣の北に於ける土地、即ち防禦に必要な土地の區域及び面積は嚴密に限定せらるべし、其の境界は本條約の記名調印せらるべし、或否や本條約執行に必要な細則は露都に於て之を定む可し、區域設定せらるべし、或區域内の土地及び附近の水面は露國人に限り保有せらる可し

第三條租借年限は本條締結の日より二十五ヶ年間有効のものとする、但し期限は露清兩國の協定を以て延長することを得

第四條露國に貸與せる土地に於ける陸軍の管理權海軍

の管理權並に其土地に於ける文官の監督權は一の最高なる露國の官吏に委任せらるべし

總て支那の陸軍は除外例を設くることなく總て其土地より撤退せしむ然れども支那の住民は留まらんと欲すれば之を許し去就は各人の隨意たるべし、支那人の犯罪は一八六〇年北京條約第八條によりて處分す

第五條租借地の北方境界に一帶の地を限定すべく其區域は彼得堡に於て協定すべし、其地方に於ける行政司法の權利は清國に屬す然れども其土地には露國の承諾を経るに非らざれば支那軍隊を駐屯するを得す

第六條旅順口は露清兩軍艦に對しての専用なることを定む兩國以外の國民に對して商港と爲するを許さず

大連灣に於ては一部を露清兩國の軍港として他に於ては各國商船に向つて公開すべし

第七條旅順及大連灣は露國軍事上重大なる租稅地なり故に露國は自國の費用を以て堡塞其他軍事上必要な設備を爲すことを得

第八條一八九六年の東清鐵道條約の各條項を適用して大連灣への支線其他牛莊或は鴨綠江の沿岸適宜の場所に支線を敷くことを得但し各線を敷設するも清國の主權を侵蝕することなかるべし

第九條本條約は記名調印せられたる日より効力を生ず批准交換は彼得堡に於て行ふものとす

本條約は全部主能である

第十二は滿洲還付條約である其條約に曰く

第一 露國皇帝は専ら平和を愛し并に清國皇帝に對する交誼の實意を表彰せんことを欲し前に清國より滿洲境界に於て露國臣民に加えたる攻撃は之を不問に附し依然滿洲を清國の一部として清國政府の權力の下に復歸するを承諾し露國軍隊占領以前の如く統治及行政の權を清國政府に還付す

第二 清國政府は滿洲に統治及行政權を恢復するに當り千八百九十六年八月廿七日露清銀行と締結せる契約の期限條項等を確守し又該契約第五條に遵據し極力鐵道及び該職員等の保護するの義務に任じ又均しく責任を以て滿洲在留の露臣民及び其創設せる事業

の安固を擁護することを承諾す清國政府にて既に上記の義務を負擔せる以上露國政府は或は事變の生起することなく又或は他國の行働の爲めに妨害を蒙らざる限りは下の方法を以て滿洲駐屯の露國軍隊を順次撤退するを承諾す

一、本條約調印後六ヶ月以内に盛京省の西南部遼河に至る地方に屯在せる露國軍隊を撤退して鐵道を清國に還付す

一、次の六ヶ月以内に盛京省の殘部及び吉林省に駐屯せる露軍隊を撤退す

一、又其次の六ヶ月以内に於て黑龍江省全部の露國軍隊を撤退す

第三 清國政府及び露國政府は千九百年に露國境上に於て清兵の發したるか如き變亂の再發を將來に排除するの必要を鑑み露兵撤退前は各省將軍及び露國軍務官に命じ滿洲駐屯の清國兵數及駐屯地を協定せしめ又清國政府は各省將軍と露國軍務官との間に協定したる兵數以外の軍隊を組成せざることを約するも其兵數は匪徒を鎮壓して地方の平和を維持するに足るを要す全然露國軍隊撤退後は清國は滿洲駐在軍隊の員數を考査するの權を有すべし尤も其増減は隨時露國政府に通知するを要す其故は清國にて右地方に多數の兵を備ふとせば露國も亦境界上なる各地に相當の軍隊を添加せざるへからず従つて兩國は空しく

軍事費増加の不利益を見る事自ら瞭然たればなり東清鐵道會社給付の各地を除き上記地方の警察及び秩序維持の爲め地方將軍は清國臣民より成る所の騎兵の憲兵隊を組織すへし

第四 清國政府は千九百年九月末以來露國軍隊が占領保護したる所の榆營東清各鐵道を其本主に還付することを承諾するか爲め清國政府は下の條項を約す

一、上記鐵道線路の安固を確保するの必要ある時は清國自ら其責に任すへくして決して他國に該鐵道の防守經營及び敷設を受負はしめ或は分擔せしむることあるへからず且又他國に露國が還付せし所の各地點を占領することを許すへからず

一、該鐵道の完設及び經營に關する各節は總て千八百九十九年四月十六日の英露協商と千八百九十八年九月廿八日該鐵道敷設費借款に關し一私立會社と締結したる契約に遵據し該會社負擔の義務を守るへし即ち殊に榆營東清各鐵道の占有又は何等の方法にても之を處分せざるの義務を守らしむへし

一、將來滿洲南部に該鐵道を延長するも支線を敷設するも或は營口に橋梁を架設し又は現に同地なる榆營鐵道の終點を移すの計畫あるときは豫め露清兩政府間に協議を経たる後に之を爲すへし

一、還付に係る榆營東清各鐵道の修繕及び經營等に關する露國の失費は償金總額以外なるを以て清國政

府は更に露國に償還すへし右償還の金額は兩國政府にて協定すへし

尙ほ露清在來の諸條約款項にして此條約に依りて變更せられざるものは依然有効なること此條約は兩國全權調印の日より實施すること露京に於て調印後三ヶ月以内に批准交換を行ふ事露清佛三國々語を以て記する事とす

此條約も全部主能である

第十三は日英同盟及露佛對極東宣言である曰く

日英同盟條約

第一條兩締約國は相互に清國及韓國の獨立を承認したるを以て該二國孰れに於ても全然侵略的趨向に制せ

らるゝことなきを聲明す然れとも兩締約國の特別な利益に鑑み即ち其利益たる大不列顛國に取りては主として清國に關し又日本國に取りては其清國に於て有する利益に加ふるに韓國に於て政治上並に商業上及工業上格段に利益を有するを以て兩締約國は若し右等利益にして別國の侵略的行動に因り若くは清國又は韓國に於て兩締約國孰れか其臣民の生命及ひ財産を保護する爲め干渉を要すへき騷擾の發生に因りて侵迫せられたる場合には兩締約國は孰れも該利益を擁護する爲め必要欠くへからざる措置を執り得へきことを承認す

第二條若し日本國又は大不利顛國の一方が上記各自の

利益を防護する上に於て別國と戦端を開くに至りたる時は他の一方の締約國は嚴正中立を守り併せて其同盟國に對して他國が交戦に加はるを妨ぐることに努む可し

第三條上記の場合に於て若し他の一國又は數國が該同盟國に對して交戦に加はる時は他の締約國は來りて援助を與へ協同戦闘に當るへし媾和も亦該同盟國と相互合意の上に於て之を爲すへし

第四條兩締約國は孰れも他の一方と協議を経ずして他國と上記の利益を害すへき別約を爲さざるへきことを約定す

第五條日本國若くは大不利顛國に於て上記の利益か危

殆に迫れりと認むる時は兩國政府は相互に充分に且つ隔意なく通告す可し

第六條本條約は調印の日より直に實施し該期より五ヶ年間効力を有するものとす若し右五ヶ年の終了に至る十二ヶ月前に締約國の孰れよりも本條約を廢止するの意思を通告せざる時は本條約は締約國の一方か廢棄の意思を表明したる當日より一ヶ年の終了期日に至る迄は引續き効力を有するものとす然れとも右終了期日に至り同盟國の一方が現に交戦中なる時は本同盟は媾和結了に至る迄當然繼續するものとす

露佛宣言

露佛兩同盟政府は極東に於ける現状及び全局の平和を

保持するの目的を以て清韓兩國領土保全の件及び商業
兩國門戸開放の件を基礎とし一千九百二年一月三十日
を以て締結せられたる日英協約の通牒を受け露佛兩國
政府に於て從來累次發表したる諸原則か更に該協約に
よりて確保せられたるに充分満足す露佛兩國政府は前
顯の諸原則を尊重し且つ同時に此諸原則か極東に於け
る兩國特別の利益の保障たることを信し第三國の侵略
的行動若くは清國に於て騷擾新生の爲め該國の保全及
び自由發達に不安を來し随つて兩國特別の利益か侵犯
せらるべき場合を考慮し置かざるを得ざるを以て之か
防護の手段を保留するものなり

第十四は露國か撤兵に關する條件の要求公文である曰く

一、露國と清國とは二世紀以來の隣友にして其の境を接
する事實に三千哩の長さに及べり。他國の干涉は此の
相互友好の關係を害し、諸般事務の友誼的協定をして
困難ならしめんとす。是に於てか露國は外人の干涉を
防遏するを以て其の義務と認め、殊に滿洲に關する件
に於て然りとす。彼の地に於て露國は之を鎮定し之を
清國正當の官憲に回復せん爲に數千の生命と數百萬
の金錢を犠牲に供したり。戰勝の權利に依り露國この
地を併呑せんとするも敢て妨げず。然れ共露國は此の
機會を利用せん事を欲せず。千八百八十一年に於て其
の伊犁を清國に還附したるが如く、又昨年長城、牛莊間
の地を還附したるが如く、今又清國にして左の誓言を

與ふるに於ては之に奉天、吉林の兩部及牛莊の條約港を還附せんとす。還附したる地方は如何なる形式に依るも之を別國に移附する事なかるべし。此の約にして避脱せられんか露國は斷然たる處置に出づべきなり。

二 蒙古に於ける現時の行政は決して紛更せらるゝことなかるべし之れを紛更するに於ては住民動搖して露國の國境に紛擾を見るべきを以てなり。

三 清國は豫め露國の同意を経ることなくして滿洲に於て新條約港を開市せんとすることを謀らざるべく又新領事の設置を許諾せんとすること無かるべし。

四 清國は其行政の如何なる衙門に於てするを問はず之に外國人を任用せんとすることあらば其外國人の權

能を以て露國の利益優勝なる北清の事務にまで及ぼさしむることなかるべし。北清の事務に就ては一に之を露國人に委託すべきなり。例へば外國より鑛山顧問を僱聘するに當り其權能をして滿洲又は蒙古の事務に及ぼさしむることなかるべく此事務に關しては露國の顧問を任用すべきが如し。

五 露國は北京、牛莊間電線の存續する全期間旅順、牛莊、奉天間の現存電線を其の管理に保留すべし。蓋し本線は北京、牛莊間電線の必然的延長線たるを以てなり。

六 牛莊を清國政府に還附するの後も露清銀行は尙ほ稅關附銀行として現時の如く其業務を執行すべきなり。

七 占領間に露國臣民が滿洲に於て獲得したる權利は凡

て撤兵後にも尙ほ有効たるへし

右の外に長き末文あり、曰く、露國は鐵道沿線の健康に關し責任を有するを以て現在の有効なる衛生局をして存續せしめんことを要す、是を以て稅關事務官及稅關醫務官は尙ほ露人たるべきを必要とす、右衛生局は以上二官、海關道臺、各國領事、微菌學者、露國鐵道代表者及必要經費を支辨する道臺を以て組織す

前條の條件に同意を與ふる旨公文を以て復牒するに於ては露國は奉天、吉林、牛莊より撤退すへし云々

第十五は極東總督アレキシーフの下に組織せられたる極東行政條例委員會である其組織の概要は即ち

一、軍政部

部長 關東州陸軍司令副官陸軍中將ウオーウコフ

委員 後貝加爾州陸軍司令兼後貝加爾加索克副將陸

軍中將ナダーロフ、黑龍沿道軍管區參謀長陸軍少將ボ

ウレチエーウニコフ、太平洋海軍司令參謀部長陸軍少

將ヴキワトゲフト、第三東部西伯利亞狙擊旅團長陸軍

少將カンタリンスキ、關東州軍管區會付陸軍派遣員

デイストヴキ、テリヌイ、スタツキー、ソウエトニツク

(少將相當官)ボワリ、シン、關東州參謀長陸軍少將フル

グ、陸軍法官部次長陸軍中佐トイルトフ、後黑龍州國境

守備特別軍團よりは同軍團長の指命による代表者

庶務長 陸軍少將フルグ

秘書官 關東州軍管區會秘書官陸軍中佐アシエフマー

ノフ關東州參謀附陸軍參謀大尉ボウボウキチーノフ
一 民政部

部長 後貝加爾州軍務知事陸軍中將ナダロフ

委員 關東州民政監督官代理陸軍大佐メイステル、關
東總督府外交官ユツレダスキ、ソウエトニーク(大佐
相當官)フランソン、關東州財務監督副官兼代理スター
フスキ、ソウエートニーク(五等官)マルシヤンク、關東
州電信郵便部長チトリヤールヌイ、ソウエートニーク(大
尉相當官)ウキウリ、關東總督附鑛務部技師スターツキ
ー、ソウエートニーク(五等官)ブザイフ、旅順口地方裁判所
檢事コウレーダスキ、アセツソール(少佐相當官)オコ
ローヴキチ、東清鐵道部長の指命による同會社の代表

者黑龍沿道國財務長デイストウキーテリヌイ、スター
ツキ、ソウエートニーク(少將相當官)ウエーデンスキ
黑龍沿道州視學官デイストウキーテリヌイ、スターツ
キ、ソウエートニーク(少將相當官)マルガリートフ、黑龍
沿道殖氏監督スターツキ、ソウエートニーク(五等官)ア
ルヒーポフ、沿海州及黑龍州よりは當該軍務知事の指
命による各一人の代表者

庶務長 スターツキ、ソウエートニーク(五等官)シチエル
ピナ

祕書官 關東總督府祕書官ユツレチスキ、ソウエー
トニク男爵スチエルト、關東州民政事務課祕書官セレ
ーブレインニコフ

其他委員會議には部長の稟請に依り其参加は有益と認むべき人物を招き得るのである

第十六は此委員會に於てアレキシーフ總督の陳へたる意見である曰く

(一)各州省の施政は法律の認むる範圍内に於て獨立すべき事

尙各州省長官の權限の伸暢に就きては毎に太守の裁決に俟たざるべからざるが故に各州省長官は當さに東亞總督に直隸すべき事

(二)各方面に於て夫の富源の劫奪者、企業家特に外國人(北部地方に在ては日本人)に對抗して管内各地方に於ける富源の保護に意を致すべき事而して北部方面に於ける

企業的劫奪に對抗せんが爲め強硬なる施政を布くの必要よりして沿海洲の北部を割きて獨立の一洲を新設するの急務なる事

(三)熱心なる注意を以て殖民問題上の確實正當なる觀察を致すべき事

(四)東清鐵道との關係を規定し且つ該鐵道に關する諸外國との條約に遵據して租借地域内に於ける行政事務を整頓し併せて同鐵道沿線に居住する露國々民に對する安全保護を謀り諸般の供給を完備する事

(五)滿洲に於て外務部官吏より獨立して行動し得べき軍務委員創設の結果として兩者の間に事務の見解上衝突を生じたるが如き場合に在ては施政上の紛糾を惹起す

べき恐あるを以て一人に於いて之れを處決すべき事
(六)監獄制度は既に相當の注意を加へたるも尙ほ非難を
絶たざるを以て將來に於て益々これが改善を謀るべき
事

(七)各地方における鑛山問題の解決并に斯業上劫奪的企
業防禦法の講究等を必要とする事

(八)地方學務部の組織を改正して學區顧問設置の運に至
らしむる事

第十七は極東總督管轄軍政である

總督令第四十八號旅順口千九百三年九月八日

本年七月三十日附を以て元老院に勅令を下し賜ひ極
東總督に其管轄内に駐屯せる軍隊全部の管理を專任

し賜へり右勅令施行のため將來極東諸州管理條例發
布に至るまでは總督は軍隊管理に關し特別なる機關
を有せざると竝同一理由に據り沿黑龍軍管區管理は
從來の現行規程に基き現狀を維持すべきやの點に付
本官は沿黑龍軍管區監督方法に關し勅裁を仰ぎたり
皇帝陛下は將來極東管理條例制定に至るまでは沿黑
龍軍管區の軍隊竝に陸軍諸官衙は左の條規に基き極
東總督に隸屬する旨勅令せられたり
第一條 沿黑龍軍管區司令官の管理中より滿洲に駐
在する軍隊竝に陸軍各官衙を分離せしめ凡て關東
州陸軍司令部に合一せしむること
第二條 沿黑龍軍管區司令官は次第に記載するもの

を除く外黒龍江沿道哥薩克軍隊長官及併立軍管區長官の權限を有すること

第三條 沿黒龍軍管區軍隊の出帥準備に關する最も重要な事項は總督の管理に屬すること即ち軍隊兵員の編制、高級司令部の編制、聯隊本部以上の移轉、新設軍隊の編制、新要塞竝に防禦設備の制定、軍管區内動員計畫の裁決、戰時編制作戰計畫竝に戰時に際し軍管區内各地域に於ける保安の程度の決定等とす

第四條 前條に列記せる各事項に關しては沿黒龍軍管區司令官は總督を経由して陸軍省に具申すべく其他の事項に對しては總督に監督の全權を委任す

ること

第五條 沿黒龍軍管區司令官は重大なる發生事件に付き臨時報告、第三條に列記せる諸問題に付き緊急報告、軍管區の歲計表竝に總督より必要と認め特に要求せる一切の報告を總督に呈出すべきこと

第六條 沿黒龍軍管區竝に關東州の歲計表は總督より上奏すべきこと

第七條 聯隊長及其以上の高級長官の轉職竝に總ての證明書類若くは任官賞與に關し或は師團長及其以上の高級長官の具有する權利に基き二箇月以上の賜暇を許可することに關しては凡て沿黒龍軍管區司令官より總督に具申すべく而して總督は軍團

長及同相當官の轉職に付きては直接上奏する權利を有すること

茲に本勅令を嚴守せしめんがため之を公布し且つ本例第一條の施行期限並に其細則に關しては更に本官に於て特別規則を設くべきを附記す(十月十日浦鹽川上貿易事務官報)

第十八は極東委員會の詔勅である

露帝は十月十八日を以て極東委員會設置に就き左の詔勅を元老院に下したり
朕は本年八月十三日付の詔勅を以て極東總督府を承認し該地方の緊要なる政務を朕が議長となりて親裁する特別官衙に於て審議すべきを指示せり今や極東特別委

員會官制を認可し元老院に命ずるに成規の手續に依り之を發布するを以てすれば該院は速に此命令を履行するを力むべし

極東特別委員會官制

第一條皇帝陛下は極東特別委員會議長なり

第二條委員は内務大藏外務海陸軍の諸國務大臣の外に勅命に依り常置委員に任せられ又は臨時召集せらるる人々なり極東總督は職務上委員たるべきも聖彼得堡滯在中の會議に列席するものとす

第三條勅命に依る委員會の事務統轄は委員の一人に託す此の事務の統轄者は他の高等官衙に於て極東行政に干繋ある事項を討議する時に臨席す

第四條 皇帝陛下の臨御なき場合には委員の一人は陛下の任命に依り議長席に着く

第五條 委員會の事務を統轄する者は官房長となり副官房長其の他數名の官吏を以て官房を組織す

第六條 必要に應じ豫め極東委員會に於て事務を調査する場合には各省と交渉の上其代表者を以て調査委員會を組織し委員若くは事務統轄者を委員長と定む

第七條 委員會の議決すべき事項は左の如し

第一、極東行政組織及び行政部の收支に關する豫算計畫

第二、該地方の商工業に關する事項

第三、極東總督の自己管内に於ける法令の改革變更に

關する意見

第四、國務大臣及び各部長官の發布せし法律命令を極

東總督管内にも實施するに關する總督の意見

第五、極東總督が各省と交渉して實行すべき事項

第六、極東總督の權限を越ゆる事項

第八條 立法の性質を帯びたる緊要の事項は特別に勅命を仰ぎ參事院法制局員と協議の上決定する事

第九條 收支の豫算計畫は委員會と參事院理財局と協議の上議決し勅裁を経て國家歲計に編入す

第十條 西比利鐵道建設の補充起業として特に西比利鐵道委員會の管轄に屬する事項に關して或官衙は意見を具申するとき就中西比利移民に關する問題又は極

東總督が同問題に就き計畫せる立法を提出せる際には西比利鐵道委員會極東委員會相聯合して議決する事

第十一條極東委員會に議案を提出するには第一特別なる勅令を経ざる可らず第二國務大臣極東總督の手を経て記名せる手冊を差出さるべからず但し委員會に差出す分は直に委員會事務統轄者に送付すへし極東總督國務大臣事務長官より提出する者は事項の種類に由り豫め其所轄の國務大臣若くは長官の意見を徴したる後皇帝殿下に奏聞し又は直接委員會の審議に付する者とす

第十二條極東委員會自身は行政權を有せず故に委員會

に於て議決せる事項は極東總督之を實施すべく或は其性質に因り所轄の國務大臣又は最初之を執奏したる大臣施行する事もあるべし

第十九は露國行動の餘派の清國の上に活動したる現状の摘要である

(一) 露國は

- 一、同盟佛國の協賛を得て、四億法の清國々債を引受けたり
- 二、二十五年間の期間を以て旅順、大連を借受け、且つ之に防備を施すの權利を得たり
- 三、滿州貫串鐵道の敷設權利を得たり、此線たる伯都訥より吉林及寧古塔を経て浦潮港に達するものにして、本

線の敷設権を得たると同時に、本線中の吉林より旅順
 大連灣に至る支線敷設権をも得たり
 四、以上の鐵道線沿道は自國の軍隊を用ひて之を保護す
 二、るの權利を得たり

(二) 佛國は

一、支那東京國境劃定條約の批准を制したり
 二、老開雲南間鐵道敷設権と露國が滿州貫串鐵道に於け
 る同一の條件を以て、自國の軍隊を用ゐて鐵道沿道を
 保護するの權利を得、又獨乙が山東に於けると同一の
 條件を以て、雲南に於ける鑛山開掘の權を得たり
 之と同時に諒山、龍州、百色間鐵道及北海南甯間鐵道と
 の都合三線路鐵道敷設権を得たり

三、廣東、廣西、雲南の三省及海南島を何れの強國にも讓與
 せざるの特約を取れり

四、獨逸の膠州灣に於けると同一の條件を以て、九十九年
 間廣洲灣を借受けたり

五、清國郵便總務司として佛國の臣民より之を任用する
 特許を得たり

(三) 獨逸は

一、膠州灣及其近傍を九十九年間借受け、之に防備其他必
 用とする一切の施設を爲すの權利を得たり

二、山東鐵道の敷設権を得たり
 三、以上の地方に於ける鑛山開掘の權利を得たり

(四) 英國は

- 一、支那帝國內の諸河川を悉く開放せしめたり
- 二、支那に對する英國の貿易額が他の列國の同額に冠たる間は清國海關總稅務司たるサー、ロバート、ハートの繼嗣者は常に英國の臣民中より之に任すべきの特許を得たり
- 三、揚子江流域の地は何れの強國にも讓與せざるの特約を得たり
- 四、旅順及大連の露國手中にある間は同一の條件を以て威海衛を借受くるの權利を得たり
- 五、獨乙の東亞銀行と共同し上海銀行に於て四億法の清國々債を引受けたり
- 六、支那緬甸國境劃定條約の批准を制し同時に緬甸より

雲南まで鐵道延長の權利を得たり

- 七、香港及九龍の一帶ラムマ島及ラン島并に其附近の諸島嶼を包含し並に大鵬灣及ひ深洲灣を併せ九十九年間借受の讓與を得たり
- 八、南京上海抗洲甯波間及ひ南京漢口間等數多の鐵道布設權を得たり

一、露國占有線

第一、滿洲線即ち東清鐵道は千八百九十六年の露清條約に依て割讓せられたるものにして三國干涉の報酬として得たるものとす
此線の北端なるストレンスキより浦潮港に至る全長は大約千四百哩にして其内支那帝國領土内たる滿洲地

方を經過する線路大約千哩なるべし。ストレンヌクよりシルカに出て此より西伯利亞本線に別れてアルガグ河を渡り有名なる興安嶺の山脈を通過しペトナを経て吉林府に達するものとす。此線路の割譲は全く戰略的に出でたるものなり何となれば其通過地方の大部分の天然の非常富沃なりと雖とも而かも其人口極めて稀疎なるを以て將來若干年間は其經濟收支相償はさるべきか故なり。

第二旅順大連灣線此線は滿洲線より分岐して此二港に達するものにして千八百九十八年三月二十七日の條約に依り清國の割譲したる所なりとす。此線路は前者に比較すれば遙に通商的利益の多望なるものにして其延長は

大約四百哩なり

第三此線は山西省大原府より起りて東南に向ひ正定府即ちチエンタン附近に於て蘆漢鐵道幹線と連絡するものにして大約百三十哩とす。此線は露清銀行か清國政府と締約せる所なりと雖とも其後資本金の集まり難きに困しめるを以て之を察するに蓋し將來此企業は終に轉して露英商人のシンジゲイトに歸すべきものゝ如し。

二佛國占有線

第一東京より紅河流域を経て雲南に達するもの大約二百哩とす。佛國資本家の所見に依れば此二百哩を以てするときは得失相償はさるべし若し之を忍んで遂行せんと

ならば該線は安南より四川省に達すへき幹線の初步たるへしと謂へり

然れとも雲南より揚子江に出づる鐵道か通商的企业として行はるへしとの推説は是まで中部支那旅行經驗家の反對する所なり

第二諒山市より廣西省龍州を経て南寧に達するもの大約百哩とす

佛人は最初此線路敷設權を割取したりと雖とも其後西江(廣西省の大河長流)開港市場と爲りたる結果として此鐵道線は寧ろ西江市場に利するの爲にして安南佛領の爲めに巨利なかるへしとの思想を抱くもの東京佛人の間に増加せりと云ふ

第三北海港(廣東省廉洲)より内地に通する大約百二十哩とす此線路も亦佛國に割讓に依り佛領安南トンキン新聞は其利益か寧ろ英國の爲めに多くして而かも佛國に尠かるへきことを切論せり予(英國公使マグトナルド)の見る所に依れば此の線も亦恐らくは佛人の手に於て企行せられざる可し

三獨乙占有線

第一膠州より沙州を経て濟南府に達するもの其延長大約四百二十哩とす

第二天津より鎮江に達する幹線大約六百哩にして英獨協同シンジケートの手に於て之を經營せしむへき者とす

四英國占有線

第一、山西省線は孟縣平定州内及平定州忻州潞安府蒲州府平陽府等諸洲地方炭坑及鐵鑛開採の專有權並に各所石油開汲の專有權を英國商人北京シンジゲートの手に特許讓與せられたるを以て之と同時に該シンジゲートは山西省産出石炭の運送を便利ならしむるか爲めに清國中原の幹線鐵道と連絡若くは河川航路と相連絡すへき鐵道支線を建設するの特權をも讓與せられたり而かも此くの如き讓與は即ち楊子江航通の最も近き停車場地點たるへき襄陽府(湖北省の樞要地點)をして山西省諸鑛坑と互ひに其鐵道を以て相連絡することの權利を包含するものとして清國政府は公然之を解説せり其結果として此線路は大約二百五十哩に降らざるへし而

かも該特權の讓與の價值幾何なるへきか支那帝國地質調査に有名なる大家の確實なる證據として獨乙博士リヒトホーヘン氏の意見を引用するに如くはなし同氏は前年精密なる調査を爲したる結果之を明言して曰く其面積の程度に比較して之を論ずるときは石炭坑の廣大なること及其採掘の極めて容易なると并に鐵の製造に於ける分量將來殆んど無限なるへきことに於て世界に冠たる可きものは山西省なりと

第二、河南線は此線の特許も亦山西省線と同一事情に由て英國商人北京シンジゲートに割與せられたるものにして其河の北方并に南方に亘通すへき豫定たり

第三、直隸省諸線は北部支那本部北京より天津に出で天津

より山海關及牛莊(營口港)に達す大約五百哩にして其中三百哩は既に前年來開業しつゝあるものなり而かも其經濟及營業管理は香港上海銀行の手に讓與せられたるものとす

第四、該銀行は此特許と同時に直隸省亦朝陽縣中ナンピアウの炭坑を所有したり

第五、直隸省至江蘇省線は南北幹線の一なる天津鎮江線の一半にして即ち英獨共同シンジゲートに讓與せられたる者其の長さ六百哩にして而かも其經由する所は支那中原人口殊に稠密なる地方たるか故に將來營業的利益は芦漢鐵道(白耳義シンジゲート)に讓與せられたる線路より更らに多大なるへし

第六、江蘇線は上海南京線として其長さ約百八十哩北京政府がジャーデン、マシソン商會及香港上海銀行に向て其企業經營を特許したるものにして而かも支那帝國內各線鐵道中其經濟的利益の最も確實豐饒を期し得へきものは此線路に如く莫きや必せり

第七、江蘇安徽及河南連絡線の特許も亦清國政府か之を上海南京鐵道シンジゲートに讓與したるものにして其長さ大約二百七十哩其起點は南京の對岸なるブユーより河南省中シンヤンに至るものとす

第八、江蘇浙江線の特許も亦上海南京鐵道シンジゲートに讓與せられたる者にして即ち蘇州より起り杭州を経て甯波に達すへき豫定たり其長さ大約二百哩にして該線

の經由する地方も亦支那帝國中に於ける極めて富庶の區域たり以上第六第七及第八の三線讓與は皆揚子江水域の中に係れるものとす

第九浙江省線は浙江省内の諸鑛山開掘特權を支那政府より英商北京シンジゲートに讓與せられたると同時に其必須なる鉄道敷設權利をも併せて讓與せられたるものとす

第十廣東線は九龍より廣東港に至る迄大約百哩の所に通すへき豫定にて其特許は英國ジャードン、マダソン、シンジゲートに與へられたるものとす

第十一湖北廣西及廣東貫通線は元來支那南部より其中原に達すへき幹線にして漢口より廣東港に至るまで其長

さ大約六百哩に通ずる豫定なり

是より先き九十七年五月米國シンジゲートと支那鉄道督辦との間に於ける豫約ありしと雖とも其後時局の變遷に従ひ此協商は脩正せられて而かも更らに英米共同鉄道商社の手に特許を與へらるへき筈にして今や其協商進行中に係れり此協商成る後は上述第十九龍廣東線は廣東線路に合併せられ即ち九龍より漢口に達すへき一大幹線と爲らんとす

第十二雲南貴州及四川線貫通線は是より先き吾か英領緬甸鐵道を延長し以て支那の西南境に進入せしめ之をして揚子江淮要部に達せしむへき企圖は夙に支那政府が允許せる所にして而かも該線路の測量は今や方さに進

行中に係れり此線延長は大約七百哩とす

五、米國占有線

米國が譲受したる敷設權は漢口より南方廣東港に達する一大幹線にして其長大約六百哩とす

六、白耳義占有線

北清鉄道即ち北京漢口線にして其長さ六百五十哩乃至七百哩直隸省より河南省湖北省を経て漢口に達するものなり此線は元來張之洞が上奏の上北京政府より其敷設全權を委任せられたるもの(千八百九十六年)なりしか其企圖滯滞して進捗せざるか爲めに轉して白耳義シンジゲート(佛白協同資本)に割讓せられたるものなり此線は支那中原の南方より北方に貫通する大幹線なりと雖

とも而かも其競争者たる天津鎮江線と比較するときは後者通商的利益の好望多きに如かざるに似たり

第二十は朝鮮問題に於ける日露協商である

日露協商

一、朝鮮國王陛下の王宮へ還御のことは陛下御一己の裁斷に一任すへきも日露兩國代表者は陛下が王宮に還御あらせらるゝも其安全に付き疑懼を抱くに及はざる時に至らば還御あらむことを忠告すへし又日本國代表者は茲に日本壯士の取締に付き嚴密なる措置を執るへき保證を與ふ

二、現任内閣大臣は陛下の御一存を以て任命せられたるものにして多くは過る二年間國務大臣若くは其の他の顯

職に在りて寛大温和主義を以て知られたる人なり日露兩國代表者は陛下か寛大温和の人物を其の閣臣に任命せられ且寛仁以て其の臣民に對せられむことを陛下に勸告することを以て常に其の目的と爲すへし

三、露國代表者は左の點に付全く日本國代表者と意見を同す即朝鮮國の現況にては釜山京城間の日本電信線保護の爲め或る場所に日本國衛兵を置くの必要あるへきこと及現に三中隊の兵丁を以て組成する所の該衛兵は可成速に撤回して之に代ふるに憲兵を以てし左の如く之を配置すへきこと即大邱に五十人可興に五十人釜山京城間に在る十箇所の派出所に各十人とす尤右の配置變更することを得へきも憲兵隊の總數は決して二百人を

超過すへからず而して此等憲兵も將來朝鮮政府に於て安寧秩序を回復したる各地より漸次撤回すへきこと

四、朝鮮人より萬一襲撃せらるゝ場合に對し京城及各開港場に在る日本人居留地を保護する爲め京城に二中隊釜山に一中隊元山に一中隊の日本兵を置くことを得但一中隊の人員は二百名を超過すへからず該兵は各居留地の最寄に屯留すへく而して前記襲撃の虞なきに至り次第之を撤回すへし又露國公使館及領事館を保護する爲め露國政府も右各地に於て日本兵の人數に超過せざる衛兵を置くことを得而して右衛兵は内地全く靜謐に歸し次第之れを撤回すへし

朝鮮問題に關する日露議定書

日本國皇帝陛下の特命全權大使陸軍大將山縣侯爵及露國外務大臣ル、スクレテール、デリー、ブランス、ロバノフ、ロストウスキーは朝鮮國の形勢に關し其意見を交換し左の諸條を協議決定せり

第一條日露兩國政府は朝鮮國の財政困難を救濟するの目的を以て朝鮮國政府に向て一切の冗費を省き且其歳出入の平衡を保つことを勸告すへし若萬止を得ざるものと認めたる改革の結果として外債を仰ぐこと必要となるに到れば兩國政府は其合意を以て朝鮮國に對し其援助を與ふへし

第二條日露兩國政府は朝鮮國財政上及經濟上の狀況の許す限りは外援に籍らすして内國の秩序を保つに足

るへき内國人を以て組織せる軍隊及警察を創設し且つ之を維持することを朝鮮國に一任することゝすへし

第三條朝鮮國との通信を容易ならしむる爲め日本國政府は其の現に占有する所の電信線を引續き管理すへし

露國は京城より其國境に至る電信線を架設するの權利を留保す

右諸電信線は朝鮮政府に於て之を買收すへき手段附き次第之を買收することを得るものとす

第四條前記の原則にして尙ほ一層精確且詳細の定義を要するか又は後日に至り商議を要すへき他の事項生

したるときは當國政府の代表者は友誼的に之を妥協
することを委任せらるへし

千八百九十六年五月廿八日モスクワ府に於て之を書

す
山縣 手 署

ロバノフ 手署

朝鮮問題に關する日露議定書

明治卅一年四月廿五日東京に於て調印同年五月十

日公
布

日本國皇帝陛下の外務大臣西男爵及全露西亞國皇帝陛下

コンセイエー、デター、アクチュエル侍從特命全權公使ローゼ

ン男爵は之か爲め各相當の委任を受け千八百九十六年六月

九日五月モスクワに於て陸軍大將山縣侯爵とスケレテール、

廿六日デター、フランス、ロバノフとの間に調印せられたる議定書

第四條に準據し左の條款を協定せり

第一條日露兩帝國政府の韓國主權及完全なる獨立を確

認し且互に同國の内政上には總て直接の干涉を爲さ

しることを約定す

第二條將來に於て誤解を來すの虞を避けんが爲め日露

兩帝國政府は韓國の日本若くは露國に對し勸言及助

力を求むるときは練兵教官若くは財務顧問官任命に

就ては先づ相互に其の協商を遂けたる上にあらされ

は何等の處置を爲さしることを約定す

第三條露西亞帝國政府は韓國に於ける日本の商工業及

業に關する企業の大に發達せること及同國居留日本

國臣民の多數なることを認むを以て日韓兩國間に於

ける商業上及工業上の關係の發達を妨碍せざるへし
第廿一は露國大藏大臣ウキツテ氏の上奏文を讀みし予の
文である

今や露國官報は大藏大臣ウキツテ氏の東部亞細亞視察報告
の上奏文を公けにしたり、其表面より見れば、大連灣と浦港
との市場性質比較論の如く又浦港大連二港の利益調和論
の如く見ゆれども、其實は東方經營の大方針大抱負を述べ
たるものなることを知らざる可からず、其之を知ると同時
に、更に其裏面の事情を精悉せざる可からず。

上奏文の要旨は左の數項に歸す。

一、西比利鐵道及滿州鐵道の性質は歐亞間の世界的通路な
り

二、其性質已に世界的通路なるが故に其任務としても亦世
界的なり、即ち第一に日清韓三國をして歐洲との關係を
密切ならしむべし、第二には東洋人の歐洲貨物需用する
の度を加へ第三には歐洲人が東洋市場に投資するの便
を享くるに至る可し

三、其地方的任務に於ては西比利の生産力を發達し移住を
容易にし鑛業亦從て發達す可し故に歐露よりの移住殖
民を以て急務なりとす。

四、西比利亞鐵道及滿州鐵道の性質と任務を完ふせしむる
が爲めに速かに貝加爾線工事を完ふす可し。

五、大連灣の築港完成は一年後に在り築港完成すれば以て
世界市場の中心たらしむ可し、之れが爲めには凡ての商

業上の便利を具へ石炭集屯を設け其採掘を盛にす可し
又此市を以て世界市場の中心たらしむる以上露國が商
權を擴充し之を其手中に收めんには其商民をして市の
不動産所有權を握有せしむるを要す

六、此市と浦港との關係に於て浦港の爲めに不利なるは勿
論なれども是れ一時の現象にして後來之を償ふに足る
を得べきなり浦港に一時の不利あるも大連灣を要港と
爲すは大局の然らしむる所なり要港としての性質上浦
港の大連に如かざるや勿論にして世界的市場として再
設され露國商權の伸張を圖り全局の利益を吸収するは
大連に如くはなし關東洲占領の實行より鐵路を黃海に
接續するに至りたる今日に於ては彼の結氷港よりは不

凍港にして支那の中央市場に近き大連を要港と爲すべ
きは當然なり唯適當なる方法を二港の間に附し以て一
盛他衰の弊を救はざるべからず其方法他なし浦港と大
連との商業範圍を分割し浦港は沿黑龍及東北滿州地方
を大連は南滿州を以て各其範圍とすべし又浦港に自由
港制を設くべし

七、西比利滿州二鐵道ヘルム、マトラス支線、エカリテンブル
グ支線及バイカル湖周圍鐵道の工事費實に十億に上り
其効果の如き決して今日に於て評斷すべきものにあら
ず假令今日に於て非常の損失を見ることあるも將來に
は必らず至大利益を見るを得べし

以上は其歸趣にしてウキツテ氏は此上奏文に於て詳かに

二鐵道の任務効用、費途、必要及浦大兩港の將來を述べ、以て
 歴山第三世の本懷を達し、其任務を全ふするの方便なりと
 説けり

讀者は當に此に三個の注意すべき點あるを發見すべし、其
 一は西比利亞鐵道が西比利亞の生産力を發達せしむるは
 事實として見るを得べきか、其二は大貫鐵道の運命と價直
 とは全く其終局點が不凍港たる大連灣に在ること、其三は
 大連灣に達するには滿州を横貫せざるべからず、滿州の要
 部を通過せざれば大連灣に達せざる者なること是れなり。
 第一の點に就ては我國の實地探踏家が往々報告を齎らし
 たり、本多博士の如きは左の如き論斷を試みたり

露國が十數億圓の巨資を投じて經營したる西比利鐵道

の拓殖上に及ぼす効力は其兩側僅かに三四十里に過ぎ
 ず、而して西比利亞の總面積は無慮十二億町歩なるも其
 多くは凍土帯に屬し、森林帯は僅かに一億四千町歩にし
 て、即ち其一割にも足らず、且つ其材質不良にして、運搬の
 便に乏しく、又工業を起さんとするも金利高く警察の保
 護不充分にして、企業不安なり、要するに露國が西比利亞
 拓殖事業は全然失敗に終るべし、其理由は西比利亞の氣
 候、地質、殊に生産力は從來世人の信する如く良好ならず
 又殖民の順序方法を誤り、且つ殖民地の森林を燒燃した
 る爲め其結果は必然失敗に終るべきものなり

森林を専門とせる眼より見れば、右の如き論斷を生ずるも
 無理ならぬことなれども、氏の論は未だ西比利鐵道の性質

任務を辨へざる誤斷に生ずるものなり。鐵道が未だ其性質と之に對する任務を實行する能はざる今日に於ては、ウキツテ氏も自ら其非常の損失あるべきを知れり。而れども其性質と任務の日々實行されたる後來は今日に於ける多數若くは少數の地方即ち本多氏が踏査し目撃したる所の損失は、當然恢復減滅し歐亞連絡即ち亞細亞の最便要港と歐洲市場との連絡は鐵道の性質効用を遂行し茲に始めて鐵道の眞價は表現し來るべきのみ、況んや露國の眼中には沿道地方の生産力何如は必竟第二の問題なるをや、予は用捨もなく斯る杜撰なる論斷を排斥す何となれば、未だ鐵道の効果を論斷すべき時期にあらざるのみならず、論斷すべき材料乃ち鐵道の性質、任務及露國が對世界的東亞商略政策

の運用を缺きたる論斷たるに過ぎざればなり。予は忌憚なく主張す鐵道の性質と任務との實行し得らるべき時期は明年ならずして實現し來り(大連築港完成と同時に)露國が商政二略の運用益吾人をして不安の位置に赴かしむるものなるを主張するものなり。第二及三の點に付ては多言を要せずして明かなり、滿洲撤兵の實行は如何露國は之を名に行ふて實に行はず實に行ふも其實は假實のみ、鐵道の性質と任務とを冥想し來れば露國が滿洲に於ける位置は自ら明了なるを得べきなり。予はウキツテ氏の上奏文を以て露國が鐵道を根據とせる對東亞策の半面を覗ひ得るものとなす、而れども是れ尙ほ其蓋布のみ之を撤して更に其鏡面に照せば、夢且つ驚かざ

るを得ざるものあり

第廿二は附言に叙したる慶興條約である曰く

一、露國人民は朝鮮國の濟物浦、元山、釜山、各海口并に漢陽、京城、揚花津、或は附近に於ける一港、五ヶ所に於て通商するの外に咸鏡道、興慶府一ヶ所を開き其の貿易を准すへし

一、露國より派遣する所の公使及隨行員并に駐紮する領事、副領事官、境土事務官等は隨意に朝鮮の各地に遊歴することを得へし而して朝鮮國地方官は沿途相當の保護を與ふる爲めに旅行免狀を發給し并に適宜に人を派し一行を護送すへし遊歴者より發送する信書は其の地方官衙に附し遞送を依頼すべし重大緊要なる事件に關する文書は特に露國官吏の適當なる人員或は他國人に附し

て專送することを得へし此隊沿途地方に於て毫も欄阻を加ふべからず

一、此外に朝鮮官吏は慶興附近百里以内に於て空地一段長さ朝鮮里一里を超えざる地所を以て露國人民の駄牲宰牲の牧場を設くべし該地所撰定及看守等に關する條約は兩國地方官に於て妥議商定するものとす該牧場に於て養養せし畜類は貿易品として該所より輸出する場合に於ては相當の税銀を完納せしむるものとす露國人の自由に係るもの并に荷物運搬に使用するものに限る免稅すべし若し此外露國人は慶興居留地を距る朝鮮里十里内外に在りて無期限或は有期限を以て地所を借用し又は房室を借用購買するは其便宜に任すべし其完納す

可き地租等の諸項は朝鮮國自ら定むる所の税則を遵奉す可きものとす

一、又朝鮮は露國人民に該所に在りて諸般の製造所を建設するを准し後來其營業を阻滯することを得ず

一、圖們江兩國沿岸の船舶は行走隨意たるへし其の渡船并に上下船舶に關する制度は今後の兩國の官吏に於て商議を遂げ特に行船並に河面警察規則を定め彼此の便を務むべし

第二十も亦附言に叙したる千島樺太交換條約である曰く

(明治八年五月七日露曆千八百七十五年四月廿五日於彼得堡調印同年我八月二十二日露八月十日於東京

本書交換

大日本皇帝陛下と

全露西亞皇帝陛下は今般樺太島(即薩哈噠島)是迄兩國雜領の地たるに由りて屢次其間に起れる紛議の根を斷ち現下兩國間に存する交誼を堅牢ならしめんか爲め大日本皇帝陛下は樺太(即薩哈噠島)上に存する領地の權利全露西亞皇帝陛下はクリル群島上に存する領地の權利を互に相交換する約を結はんと欲し

大日本國皇帝は(海軍中將兼露國特命全權公使從四位)榎本武揚に其全權を任し 全露西亞國皇帝は(太政大臣)勳章略之(公爵)アレキサンドル・ゴルチャコフに其全權を任せり
右各全權の者左の條款を協議して相決定す

第一款大日本國皇帝陛下は其後胤に至る迄現今樺太島